

令和 7 年版

流山市環境白書



令和 6 年度 おおたかの森探検ツアーの様子

「令和 7 年版環境白書」は、令和 6 年度の環境に関連する計画の進捗や各種データをまとめたものです。市域の温室効果ガス排出量のデータについては、統計資料を用いるため令和 5 年度のデータとなっています。環境マネジメントシステムの詳細については、別に作成の環境活動レポートを参照してください。

目次

令和6年度 環境ハイライト	2
第1部 数字で見る流山市の環境	5
■市の概要	6
■市が行う環境施策に関するデータ	9
第2部 環境関連計画の進捗状況	30
第1章 一般廃棄物処理計画	30
第1節 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策	31
第2節 ごみ処理量等の推移	33
第2章 地球温暖化対策実行計画	35
第1節 ストップ温暖化！流山プラン	35
第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画	38
第3章 生物多様性なぐれやま戦略	43
第3部 環境行政の概要とマネジメントシステム	46
第1章 環境行政の概要	46
第1節 環境行政の推進体制	46
第2節 環境関連条例・計画	48
第2章 環境基本計画	50
第1節 基本的事項	50
第2節 計画の目標	51
第3節 施策体系	51
第3章 環境マネジメントシステム	52
第1節 環境マネジメントシステムの概要	52
第2節 環境マネジメントシステム	52
第3節 流山市における環境マネジメントシステム	53

令和6年度 環境ハイライト

日付	イベント	内容
5月4日	親子でおおたかの森探検ツアー	<p>市野谷の森で実施し、親子19人が参加しました。NPO さとやまの皆さんと市野谷の森を探検しながら、生物多様性について学びました。</p> 
5月上旬	ゴーヤの育て方講習会	<p>ゴーヤによる緑のカーテン作りの説明のほか、参加者にはゴーヤ苗の配布を行いました。</p> 
5月上旬	オープンガーデン	<p>花や緑で飾られた個人宅などの庭を一般に広く公開するオープンガーデンを行っています。</p>
5月27日～	クリーンセンター見学会	<p>市内小学4年生を対象としたクリーンセンター見学会が行われました。</p>
6月上旬	グリーンウェイブ2024	<p>環境省などが呼びかけている植樹活動「グリーンウェイブ2024」の一環として、市内小学校など計4か所に合計74本の苗木の植樹を行いました。グリーンウェイブとは、国際連合が定める「国際生物多様性の日」である5月22日の午前10時に、世界中で植樹を行うことで、時差があるためこの植樹活動で植えられた緑が地球の東から西へ、波のように広がっていくことから、「緑の波＝グリーンウェイブ」と名付けられている活動です。</p> 

<p>6月8日</p>	<p>市民環境講座 LED ランタン工作</p>	<p>LEDランタン 工作を実施 しました。太 陽光発電と 蓄電につい て学べる内 容となってい ました。</p>	
<p>8月18日</p>	<p>市民環境講座 親子でミニソーラーカー を作って走らせよう</p>	<p>生涯学習セン ター(流山エル ズ)で親子向 けにソーラー カーの工作教 室を開催しま した。</p>	
<p>9月中旬、1月下旬 ～2月上旬</p>	<p>市の鳥オオタカ パネル展</p>	<p>この展示は、平 成30年3月19 日にオオタカを 市の鳥に制定 して以来、毎年 市内で開催し ています。</p>	
<p>10月13日</p>	<p>生物多様性シンポジ ウム</p>	<p>環境学習を通 して生物多様 性の重要性に ついて学んで もらうと共に 、生物多様性 の保全・回復 に優先的に取 り組むために 選定された重 点地区・拠点 の魅力を知っ ていただくこ とを目的とし て開催しまし た。令和6年 度は千葉県立 松戸馬橋高等 学校講師の川 北裕之さんと NPO さとやま の齊藤裕さん による講演、 市野谷の森西 近隣公園で昆 虫の観察会を 行い、30人が 参加しました。</p>	

<p>10月25日</p>	<p>緑のカーテン写真コンテスト・ゴーヤレシピコンテスト表彰式</p>	<p>地球温暖化対策の一環として行っている、緑のカーテン写真コンテストとゴーヤレシピコンテストの表彰式が行われました。</p>	
<p>11月5日・8日</p>	<p>路上喫煙及びポイ捨て防止キャンペーン</p>	<p>11月5日に南流山駅前、11月8日に流山おおたかの森駅前、路上喫煙及びポイ捨て防止の啓発活動が行われました。</p>	
<p>12月15日</p>	<p>市民環境講座 ながれやま未来ワークショップ</p>	<p>市内の中高生6人が参加し、自分が2050年の未来の市長になったつもりで、今から取り組んでおかないと大変だと思うことや課題などを考えました。最後にはグループごとに井崎市長への政策提言を考え、発表をしました。</p>	
<p>2月16日</p>	<p>市民環境講座 らんま先生の環境エコパフォーマンスショー</p>	<p>ECO実験パフォーマーのらんま先生によるエコパフォーマンスショーを開催し、91組の親子が参加しました。</p>	
<p>3月18日・27日</p>	<p>路上喫煙及びポイ捨て防止キャンペーン</p>	<p>3月18日に南流山駅前、3月27日に流山おおたかの森駅前、路上喫煙及びポイ捨て防止の啓発活動が行われました。</p>	

第1部 数字で見る流山市の環境

■市の概要

1. 人口と世帯
2. 気象
 - (1) 気温と降雨量
 - (2) 気象の変化
3. 土地利用
 - (1) 地目別面積
 - (2) 都市計画用途地域別面積

※ごみ処理に関することや、市域及び市役所が排出する二酸化炭素等のデータについては、それぞれP30「第2部 第1章 一般廃棄物処理計画」、P35「第2部 第2章 地球温暖化対策実行計画」をご覧ください。

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち
 - (1) 市民の森
 - (2) 都市公園
 - (3) 湧水池
 - (4) 保存樹木・保存樹林
 - (5) ふるさと緑の基金
 - (6) グリーンチェーン戦略
 - (7) 市民農園
 - (8) まちなか森づくりプロジェクト
 - (9) グリーンウェイブ
2. エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち
 - (1) 省エネルギー設備
 - (2) 緑のカーテン
 - (3) 電気自動車充電設備
 - (4) 電気自動車
3. ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち
 - (1) 不法投棄の状況
 - (2) ごみゼロ運動の実施状況
 - (3) 路上喫煙・ポイ捨ての防止
4. 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち
 - (1) 大気環境
 - (2) 水環境
 - (3) 畜犬登録数・動物死体処理
 - (4) 土壌・地盤環境
 - (5) 雑草管理状況
 - (6) 騒音・振動
 - (7) 悪臭対策
 - (8) 苦情
 - (9) 放射能への対応
5. 市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち
 - (1) 市民環境講座
 - (2) リサイクルプラザ講座・教室

■市の概要

都心から一番近い森のまち・流山は、千葉県北西部に位置し、東京都心から 25 km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 42 年に市制施行となり、人口約 21 万人の中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりますが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に発展。平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開通により、秋葉原まで約 20 分と都心へのアクセスが飛躍的に向上しました。

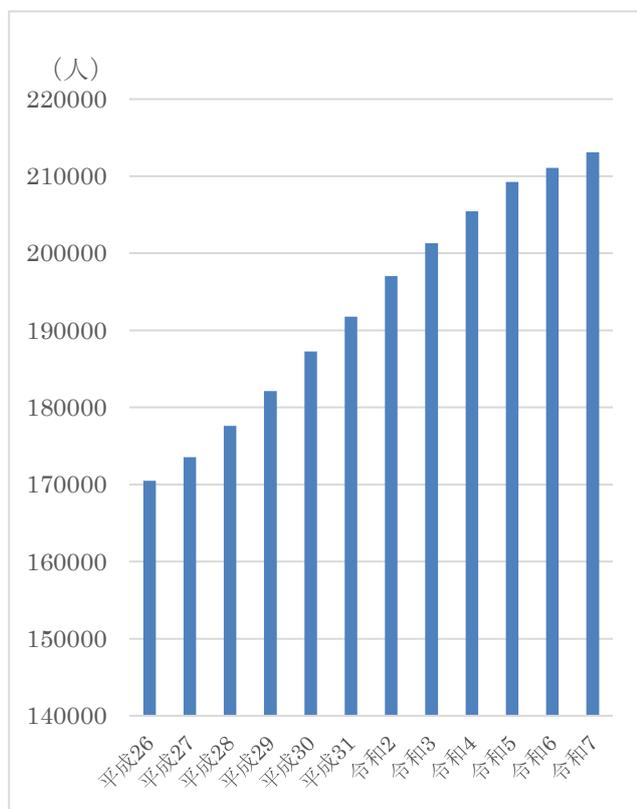
流山市の概要

面積	35.32 km ²
人口	213,118 人
世帯数	96,031 世帯
市制施行	昭和 42 年
市の木	つげ
市の花	つつじ
市の鳥	オオタカ
姉妹都市	福島県相馬市
	長野県信濃町
	石川県能登町
	岩手県北上市

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 人口と世帯

市の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在で、213,118 人と前年度比約 0.96%増加しました。平成 17 年に開業したつくばエクスプレスの効果により、平成 19 年度以降の人口の増加が顕著になっています。



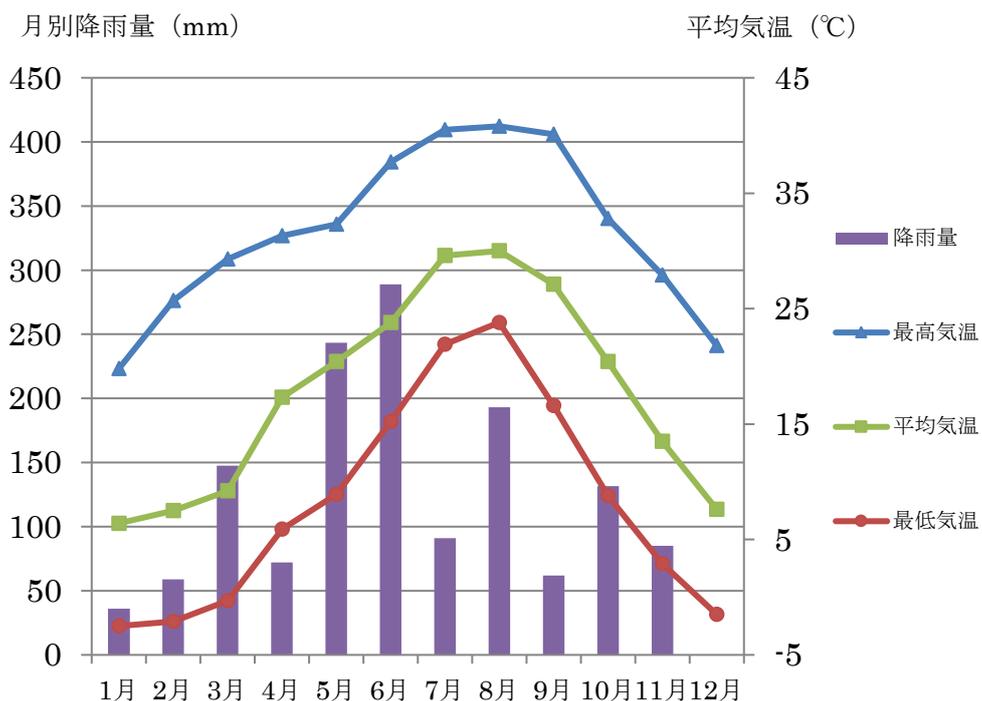
人口と世帯数

年度	住民基本台帳人口	世帯数(世帯)	1世帯あたり平均人口
平成 19	154,196	60,714	2.54
平成 20	156,073	62,288	2.51
平成 21	158,426	63,985	2.48
平成 22	161,258	65,792	2.45
平成 23	164,294	67,531	2.43
平成 24	165,195	68,402	2.42
平成 25	168,024	69,933	2.40
平成 26	170,493	71,492	2.38
平成 27	173,556	73,353	2.37
平成 28	177,597	75,770	2.34
平成 29	182,126	78,116	2.33
平成 30	187,252	80,964	2.31
平成 31	191,792	83,460	2.30
令和 2	197,041	86,275	2.28
令和 3	201,284	88,758	2.27
令和 4	205,439	90,838	2.26
令和 5	209,237	93,035	2.25
令和 6	211,097	94,341	2.24
令和 7	213,118	96,031	2.22

2. 気象

(1) 気温と降雨量

令和6年(1月～12月)の年間平均気温は17.7℃、年間降雨量は1,409.5mmでした。月別の推移は右図のとおりです。



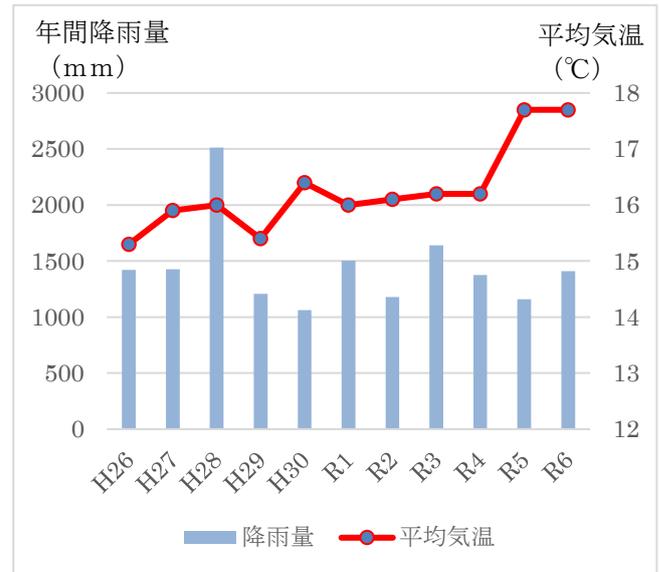
令和6年の気温と降雨量

区分	最高気温	最低気温	平均気温	平均湿度	平均風速	最多風向	降雨量	天気			
								晴	曇	雨	雪
単位	℃	℃	℃	%	m/s	—	mm	—	—	—	—
1月	19.8	-2.5	6.4	59.1	2.8	北西	36	24	5	2	
2月	25.7	-2.1	7.5	67.9	3.1	北西	59	16	5	7	1
3月	29.3	-0.3	9.2	64.1	3.4	北西	147.5	20	4	5	2
4月	31.3	5.9	17.3	77.3	2.7	東	72	12	13	5	
5月	32.3	8.9	20.4	77.2	3.4	南	243.5	18	7	6	
6月	37.7	15.2	23.8	83.7	2.6	東南東	289	17	6	7	
7月	40.5	21.9	29.6	85.8	2.4	南	91	18	4	9	
8月	40.8	23.8	30.0	87.2	3.1	南	193	17	10	4	
9月	40.1	16.6	27.1	89.4	2.9	南	62	14	13	3	
10月	32.8	8.8	20.4	88.1	2.4	北西	131.5	14	5	12	
11月	27.9	2.9	13.5	77.0	2.1	北西	85	18	5	7	
12月	21.8	-1.5	7.6	59.9	2.3	北西	0	28	3	0	
計	-	-	-	-	-	-	1409.5	216	80	67	3
平均	31.7	8.1	17.7	76.4	2.8	-	117.5	-	-	-	-

(2) 気象の変化

平均気温は 15～16℃前後を推移していましたが令和 5 年に続き、令和 6 年も平均気温が 17℃を超えています。

降雨量は、平成 28 年度は台風や前線が停滞した影響で夏・秋の降雨量が増加したことにより、年間降雨量が約 2,500mm と例年より増加しましたが、おおむね 1,500mm 前後で推移しています。



3. 土地利用

(1) 地目別面積

市における土地利用の状況は、地目別では宅地が最も多く、全体の約 45%を占めています。

令和 6 年地目別面積(単位:千㎡)

地目	面積
田	1,548
畑	3,339
宅地	16,053
池沼	2
山林	1,257
牧場	0
原野	0
雑種地	1,951
その他	11,170
合計	35,320

(2) 都市計画用途地域別面積

市の都市計画用途地域は、全体で 2,250 ha となっており、そのうち第一種低層住居専用地域は 987 ha で全体の約 44%を占めています。

令和 6 年度地域別面積(単位:ha)

用途	面積
第一種低層住居専用地域	987
第二種低層住居専用地域	—
第一種中高層住居専用地域	379
第二種中高層住居専用地域	7
第一種住居地域	485
第二種住居地域	74
準住居地域	35
近隣商業地域	67
商業地域	39
準工業地域	14
工業地域	163
工業専用地域	—
合計	2,250

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち

(1) 市民の森

市では、貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるよう、市が借り上げ、市民の森として管理しています。

令和6年度末現在、13箇所を管理し、その面積は8.6haとなっています。

市民の森箇所数及び面積

名称	所在地
西深井散策の森	西深井 741
運河散策の森	東深井 507-1
東深井散策の森	東深井 179 外
愛宕ふれあいの森	中野久木 287-1 外
西初石ふれあいの森	西初石 4 丁目 1436
三輪野山散策の森	三輪野山五丁目 621-1 外
長崎ふれあいの森	長崎 2 丁目 156-1 外
野々下ふれあいの森	野々下 3 丁目 75
芝崎小鳥の森	芝崎 251-1 外
松ヶ丘 2 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 681-2
松ヶ丘 3 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 780 外
駒木ふるさとの森	駒木 650-3 外
西初石小鳥の森	西初石 4 丁目 355-1 外
箇所数	13
面積	約 8.6ha

(2) 都市公園

市内には、都市公園として公園が 307 箇所、緑地が 82 箇所あり、合計面積は 109.5ha と、市の総面積の約 3.1%を占めています。

都市公園箇所数及び面積(令和6年度末現在)

区分	箇所数	面積(ha)
公園	307	約 78.5
緑地	82	約 31.0
合計	389	約 109.5

(3) 湧水池

湧水は、古くから人々の生活用水や農業用水として大切に使われてきており、市民の憩いや安らぎの場となっています。市内の代表的な湧水池としては、「西深井」、「前ヶ崎中」、「下花輪」、「西平井」があります。

名称	所在地
西深井湧水池	西深井 421-1 外
前ヶ崎中湧水池	前ヶ崎 93
下花輪湧水池	下花輪 183
西平井 4 号公園	西平井 1-19

(4) 保存樹木・保存樹林

保存樹木及び保存樹林は、95 本、約 3.0ha となっています。また、斜面樹林保存協定に基づく樹林地は、約 9.4 ha となっています。(令和6年度末現在)

(5) ふるさと緑の基金

市民の皆さんと市が一体となって緑化事業を推進し、緑豊かな流山を実現するため、「流山市ふるさと緑の基金」を設けています。皆さんから寄せられた寄付と利子、市からの拠出金で造成され、公園の整備や緑化啓発事業などの経費に当てられます。残高 994,374,616 円(令和6年度末現在)

(6) グリーンチェーン戦略

流山市グリーンチェーン戦略とは、つくばエクスプレス沿線整備の5つの区域をはじめ市内全域の流山市開発事業の許可基準等に関する条例に規定する開発事業を中心に、個々の開発事業における「緑の価値」づくり取り組みを促進し、その取り組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

(7) 市民農園

市が農地所有者から農地を借り受け、市民向けの農園として開放している市民農園が5箇所あります。

(8) まちなか森づくりプロジェクト

公園の一部や公共施設などの「ちょっとしたスペース」に植栽を行い、街の中に緑を作る取り組みを行っています。

(9) グリーンウェイブ

グリーンウェイブとは、国連が定める国連生物多様性の日(5月22日)に世界各地で植樹を行う活動で、日本では3月1日から6月15日までを実施期間として定めています。令和6年度は、市内4施設に74本の植樹を行いました。

グリーンチェーン認定実績

区分	令和6年度	累計
認定件数	12件	399件
戸数	177戸	9,576戸
緑化面積	4,084 m ²	317,951 m ²

※累計は戦略開始年度である平成18年度からの数値

名称	所在地
名都借農園	名都借 908
こうのす台農園	こうのす台 1593-15 外
西深井農園	西深井 508 外
大畔農園	大畔 188 外
駒木台農園	駒木台 198-1 外
面積	約 0.95ha

※令和6年度末現在

令和6年度実績

実施日	植樹場所	植樹本数
R7.2.7	小山小学校前	8

令和6年度実績

実施日	植樹場所	植樹本数
R6.6.7	流山市役所	45
R6.6.7	南流山第二小学校	16
R6.6.10	南部中学校	4
R6.6.12	おおたかの森多目的広場	9

2. エネルギー効率がよく、太陽の力を活用する低炭素なまち

(1) 省エネルギー設備

二酸化炭素排出量の削減に効果のある住宅用省エネルギー設備への補助金交付を行っています。

令和6年度交付実績

省エネルギー設備	補助金交付件数
太陽光発電設備(住宅)	79件
太陽光発電設備(集合住宅・事業所用)	1件
太陽光発電設備(初期費用ゼロ)	2件
家庭用燃料電池システム	16件
定置用リチウムイオン蓄電システム	61件
V2H 充放電設備	2件
電気自動車	5件
プラグインハイブリッド自動車	6件
断熱窓	19件

(2) 緑のカーテン

二酸化炭素排出量削減や夏の節電対策に効果がある緑のカーテンの普及促進事業の一環として、自治会や公共施設等にゴーヤの苗・種の配布を行っています。

年度	株数	種数
平成29年度	9,057株	22,108粒
平成30年度	2,368株	29,410粒
令和元年度	2,300株	30,000粒
令和2年度	1,500株	30,000粒
令和3年度	1,238株	15,640粒
令和4年度	774株	19,831粒
令和5年度	1,050株	29,775粒
令和6年度	1,338株	32,215粒

(3) 電気自動車充電設備

市は、令和6年6月にパナソニック株式会社エレクトリックワークス社と「EV用充電インフラの整備および脱炭素の推進に向けた協定」を締結し、積極的にEV等の普及のためにEV用充電設備の普及を進めています。令和6年度は市内公共施設2箇所にEV用充電設備を設置しました。



コミュニティプラザ



東深井地区公園（古墳公園）

(4) 電気自動車

市では、令和2年12月に第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」を策定しました。重点プロジェクトの一つに「公用車EVと再エネ充電設備」を掲げており、市の事業における環境負荷の削減を目的に環境にやさしい自動車導入を促進しています。市では令和7年3月31日時点で30台の電気自動車を導入しており、市民に環境にやさしい電気自動車をPRするため、毎日の公務で電気自動車を利用しています。

令和6年度使用実績

車種	走行距離 (km)	消費電力量(Wh)	経費削減量(※)(円)	二酸化炭素削減量(kg-CO ₂)
C+pod	2,384	128,736	24,211	179
ミニキャブミーブ	2,210	293,930	9,537	29
ミニキャブミーブ	6,415	853,195	27,305	85
ミニキャブEV	1,853	235,331	8,315	30
サクラ	4,976	617,024	22,756	86
サクラ	4,784	593,216	21,878	83
サクラ	4,671	579,204	21,362	81
サクラ	4,737	587,388	21,663	82
サクラ	4,739	587,636	21,672	82
サクラ	5,209	645,916	23,823	90
サクラ	5,109	633,516	23,364	89
サクラ	792	98,208	3,622	14
サクラ	1,433	177,692	6,553	25
サクラ	2,023	250,852	9,251	35
サクラ	2,372	294,128	10,847	41
サクラ	737	91,388	3,370	13
サクラ	707	87,668	3,233	12
サクラ	1,163	144,212	5,318	20
サクラ	878	108,872	4,016	15
サクラ	2,634	326,616	12,046	46
サクラ	5,810	720,440	26,571	101
サクラ	5,192	643,808	23,744	90
サクラ	4,466	553,784	20,354	78
サクラ	3,077	381,548	14,072	53
サクラ	467	57,908	2,135	8
サクラ	2,942	364,808	13,455	51
サクラ	3,015	373,860	13,789	52
サクラ	3,114	386,136	14,241	54
サクラ	485	60,140	2,218	8
サクラ	3,625	449,500	16,578	63
合計	92,019	11,326,660	431,299	1,695

※同規模のガソリン車を利用した場合と比較して算出

3. ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち

(1) 不法投棄の状況

不法投棄パトロール実績

年度	回収件数	回収量	日数
令和2年度	477件	37.42t	251日
令和3年度	444件	31.58t	250日
令和4年度	482件	48.76t	246日
令和5年度	475件	18.95t	240日
令和6年度	526件	26.81t	244日

令和6年度家電不法投棄台数

区分	台数
エアコン	6台
テレビ	34台
冷蔵庫・冷凍庫	10台
洗濯機・乾燥機	4台
家電4品目合計	54台

(2) ごみゼロ運動の実施状況

事業名	実施基準日	参加団体数	参加人数	収集量
春のごみゼロ運動	令和6年5月26日	110	12,589	15.83t
秋のごみゼロ運動	令和6年11月3日	96	12,109	13.45t
江戸川クリーン大作戦	本市は不参加	-	-	-
合計		206	24,698	29.28t

(3) 路上喫煙・ポイ捨ての防止

平成29年度に「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」の改正をし、平成30年4月から路上喫煙防止重点区域では路上喫煙及び吸い殻のポイ捨てについて間接罰から直接罰とし、警察OBを含めた3名の路上喫煙等指導員による取り締まりを実施しています。

令和6年度路上喫煙等防止パトロールの指導・取り締まり状況

内容	件数
罰則による取り締まり	159件
注意・指導（罰則含む）	114件

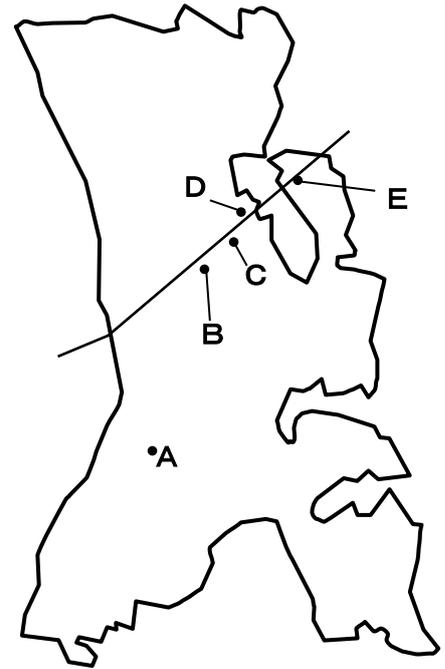
4. 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち

(1) 大気環境

市では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内 5 箇所の測定局で監視し、さらに平和台測定局では二酸化硫黄とオキシダントを監視しています。令和 6 年度は、市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 3 物質のいずれも環境基準を達成しています。

各測定局の監視内容 ※令和 6 年度末現在

測定局名 (所在地) 区分	二酸化硫黄	二酸化窒素	オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	騒音
A：平和台 (平和台 1-3-14) 一般測定局	○	○	○	○	○	○	○	
B：若葉台 (西初石 2-38-15) 自動車排出ガス測定局		○		○				○
C：西初石 (西初石 2-912-4) 自動車排出ガス測定局		○		○				○
D：東初石 (東初石 1-102-4) 自動車排出ガス測定局		○		○				○
E：青田 (青田 54-4) 自動車排出ガス測定局		○		○				○



大気質測定地点

① 二酸化硫黄

令和 6 年度二酸化硫黄月間値測定結果(平和台測定局)

測定月	有効測定日数	測定時間(時間)	月平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
4月	30	715	0.000	0.004	0.001
5月	31	737	0.000	0.004	0.001
6月	30	715	0.000	0.004	0.002
7月	31	739	0.001	0.006	0.002
8月	31	738	0.001	0.008	0.001
9月	30	715	0.000	0.002	0.001
10月	31	739	0.000	0.004	0.001
11月	30	714	0.000	0.004	0.001
12月	31	738	0.000	0.004	0.001
1月	31	737	0.000	0.003	0.001
2月	28	667	0.001	0.004	0.001
3月	31	733	0.001	0.005	0.001
年間値	365	8,687	0.000	0.008	0.002

※測定限界値より小さい値が検出された場合 0 としています。

日平均の 2% 除外値の推移

平和台測定局	日平均の 2% 除外値(ppm)	環境基準達成状況
令和 2 年度	0.002	○
令和 3 年度	0.001	○
令和 4 年度	0.002	○
令和 5 年度	0.001	○
令和 6 年度	0.001	○

※2%除外値:年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するもの。

二酸化硫黄環境基準:

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

② 二酸化窒素

令和6年度二酸化窒素年間測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値※1	98%評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
					時間	%	時間	%	日	%	日	%		
若葉台	358	8,601	0.012	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
西初石	365	8,685	0.013	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
東初石	365	8,685	0.012	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
青田	365	8,687	0.012	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
平和台	365	8,685	0.011	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0

※1 年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものをいいます。

二酸化窒素の日平均値の年間98%値※

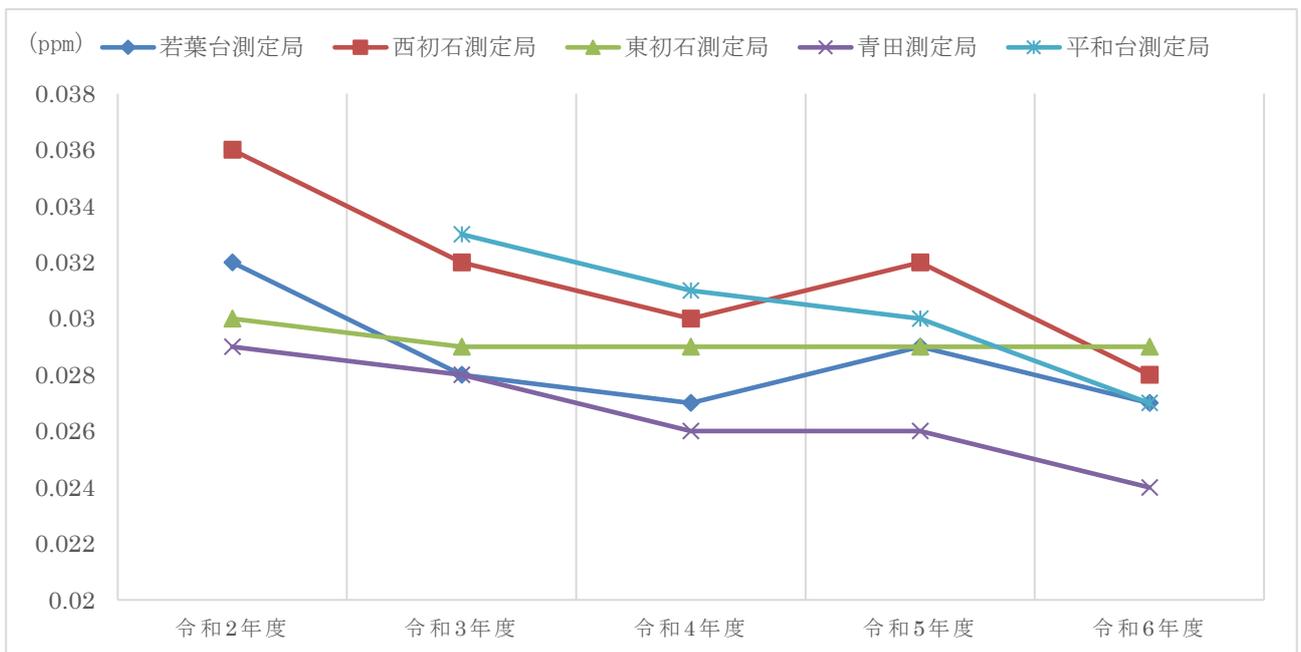
(単位:ppm)

測定局	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況	
若葉台	○	0.032	○	若葉台	○	0.032	○	0.029	○	0.027
西初石	○	0.036	○	西初石	○	0.036	○	0.032	○	0.028
東初石	○	0.030	○	東初石	○	0.030	○	0.029	○	0.029
青田	○	0.029	○	青田	○	0.029	○	0.026	○	0.024
平和台	-	-	○	平和台	○	0.022	○	0.030	○	0.027

※年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものをいいます。

二酸化窒素環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

二酸化窒素千葉県環境目標値：日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。



③ 浮遊粒子状物質

令和6年度浮遊粒子状物質年間測定結果

項目 測定局	有効測定日数 ※1	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値 ※2	日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
若葉台	340	8,163	0.011	0	0	0	0	0.129	0.027	無	0
西初石	363	8,717	0.011	0	0	0	0	0.111	0.027	無	0
東初石	363	8,714	0.010	0	0	0	0	0.094	0.029	無	0
青田	362	8,701	0.011	0	0	0	0	0.099	0.026	無	0
平和台	363	8,716	0.010	0	0	0	0	0.103	0.031	無	0

※1 機器の不具合や点検による欠測のため、有効測定日数が測定局によって異なります。

※2 2%除外値：年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するものをいいます。

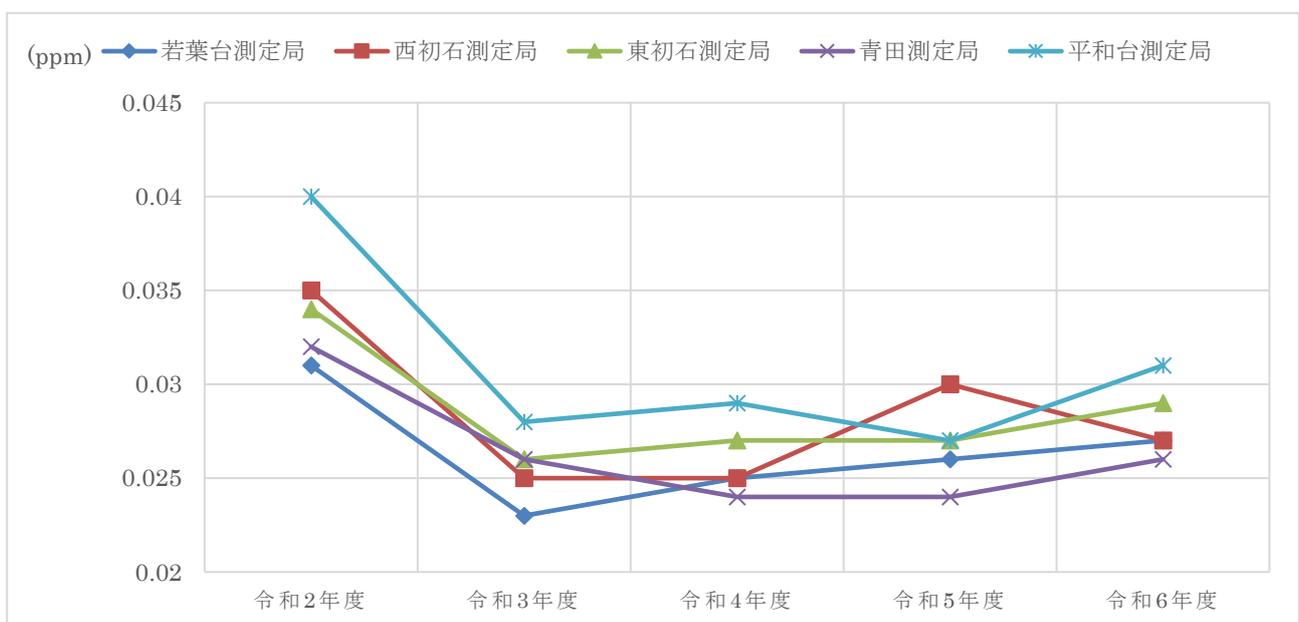
浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位:mg/m³)

測定局	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況	
若葉台	○	0.031	○	0.023	○	0.025	○	0.026	○	0.027
西初石	○	0.035	○	0.025	○	0.025	○	0.030	○	0.027
東初石	○	0.034	○	0.026	○	0.027	○	0.027	○	0.029
青田	○	0.032	○	0.026	○	0.024	○	0.024	○	0.026
平和台	○	0.040	○	0.028	○	0.029	○	0.027	○	0.031

※2%除外値：年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するものをいいます。

浮遊粒子状物質環境基準:1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下であること。



④ 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報発令状況

年度	注意報発令回数
令和2年度	0回
令和3年度	1回
令和4年度	2回
令和5年度	2回
令和6年度	2回

⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダント環境基準超過時間・日数

平和台測定局	超過日数 (日)	超過時間 (時間)	時間達成率 (%)
令和2年度	69	369	94.3
令和3年度	64	275	94.8
令和4年度	63	305	94.3
令和5年度	71	318	94.1
令和6年度	93	476	91.3

※時間達成率＝(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%)

光化学オキシダント環境基準値:1時間値が0.06ppm以下であること。

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5 注意喚起発令状況

年度	注意喚起発令回数(回)
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

PM2.5は大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

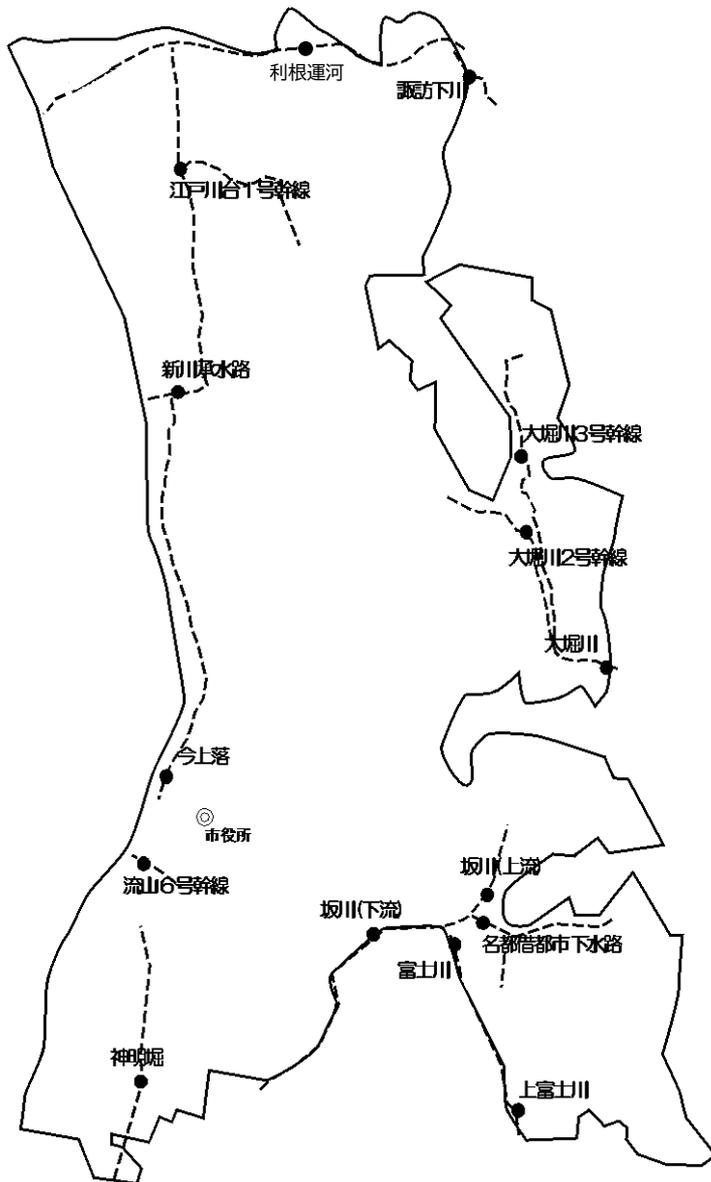
県では、PM2.5の濃度が一定値を超え、高濃度の状態が継続すると判断される場合、注意喚起を行います。市では、防災無線、安心メール等を通じて市民の皆様へお伝えしています。

※市では微小粒子状物質(PM2.5)測定機を設置するよう千葉県に要望し、平成26年11月に平和台測定局に測定機が設置され、平成26年12月3日から測定を開始しています。

(2) 水環境

市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、BOD（生物化学的酸素要求量）の他に、pH、SS（浮遊物質質量）、DO（溶存酸素量）、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質による汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。また、令和6年度からPFAS（PFOSとPFOAの合算値）の測定を開始しました。

水質測定地点



	河川(類型)	採取地点
1	坂川(下流) (E)	幸田橋
2	坂川(上流) (E)	富士見橋
3	富士川	富士川3号橋
4	上富士川	砂尾架道橋
5	名都借都市下水道	前ヶ崎橋
6	神明堀	流山地先
7	今上落	富士橋
8	新川承水路	赤坂橋
9	江戸川1号幹線	真和団地地先
10	利根運河(B)	国土交通省出張所前
11	諏訪下川	大橋
12	大堀川(D)	駒木5号橋
13	大堀川2号幹線	美田団地地先
14	大堀川3号幹線	駒木台地先
15	流山6号幹線	流山5丁目地先

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が小さいほど、その水質は良い。

SS(浮遊物質質量)

水中に浮遊する粒径 2mm 以下の不溶性物質の総称。

DO(溶存酸素量)

水中に溶存する酸素の量。

類型

千葉県では、河川をA～Eの5種類に分け、環境基準を設定している。

PFAS(有機フッ素化合物の総称)

環境中での残留性や健康影響の懸念から日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている物質。暫定目標値を1ℓあたり50ngとしている。

①河川等の水質状況

令和6年度水質測定結果(年間測定回数4回)

区分	pH		DO (mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		大腸菌数 (CFU/100mℓ)		n-ヘキサノール抽出物質 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)	アンモニウム態窒素 (mg/ℓ)	MBAS (mg/ℓ)
	測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	環境基準	目標指数	測定値	測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	
1	7.6	6.0~8.5	8.5	2 mg/ℓ以上	1.5	10 mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2.7	4.0		113		0	2.7	0.11	0.05	0.00	
2	7.6	6.0~8.5	8.7	2 mg/ℓ以上	1.6	10 mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2.6	3.6	ゴミ等の浮遊が認められないこと	53		0	3.1	0.13	0.02	0.00	
3	7.7		7.3		1.5			2.4	3.2		234		0	4.4	0.07	0.09	0.00	
4	8.6		11.1		1.6			2.8	3.3		476.5		0	4.6	0.14	0.14	0.00	
5	7.8		8.9		3.7			5.1	3.0		509		0	6.8	0.41	0.06	0.00	
6	7.8		7.6		2.4		5mg/ℓ以下	5.5	14.1		260		0	2.2	0.09	0.16	0.00	
7	7.5		5.6		2.3		3mg/ℓ以下	4.9	12.6		116		0	4.1	0.12	0.12	0.00	
8	8.1		10.1		4.0		4mg/ℓ以下	4.3	2.8		321		0	8.8	0.38	0.05	0.00	
9	7.6		6.6		3.4			5.6	2.0		194		0	9.8	0.48	0.04	0.00	
10	7.5	6.5~8.5	6.2	5 mg/ℓ以上	5.0	3 mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	5.4	8.9	25mg/ℓ以下	114.5	1,000CFU/100 mg以下	0	5.6	0.22	0.14	0.00	
11	7.9		8.8		2.5		4mg/ℓ以下	2.6	2.5		388		0.3	4.4	0.11	0.06	0.00	
12	7.4	6.0~8.5	7.3	2 mg/ℓ以上	2.0	8 mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3.1	6.2	100mg/ℓ以下	154		0.4	3.2	0.16	0.04	0.00	
13	7.3		5.0		4.7			5.1	1.4		768		0.5	5.8	0.37	0.31	0.00	
14	7.4		8.1		5.7			7.5	5.3		667		0.4	8.8	0.73	0.25	0.00	
15	7.8		6.1		2.2			4.7	4.6		17		0.3	2.3	0.12	0.21	0.00	

※MBAS：合成界面活性剤の濃度です。

河川の水質状況(pH)(経年)

採取地点	pH年間					環境基準	類型
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	6.0~8.5	E
2	7.8	7.8	7.6	7.7	7.6	6.0~8.5	E
3	7.8	8.0	7.8	7.7	7.7		
4	8.3	8.1	8.5	8.7	8.6		
5	7.7	7.5	7.8	7.3	7.8		
6	8.0	8.0	8.3	7.9	7.8		
7	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5		
8	7.9	7.7	8.0	8.0	8.1		
9	7.3	7.2	7.2	7.4	7.6		
10	7.7	7.5	7.6	7.6	7.5	6.5~8.5	B
11	7.7	7.7	7.9	8.1	7.9		
12	7.5	7.4	7.4	7.3	7.4	6.0~8.5	D
13	7.3	7.7	7.4	7.3	7.3		
14	7.3	7.3	7.4	7.6	7.4		
15	7.7	7.8	7.9	7.8	7.8		

河川の水質状況(BOD)(経年)

(単位:mg/ℓ)

採取地点	BOD年間					環境基準	目標指数	類型
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	1.6	1.8	2.0	0.8	1.5	10 mg/ℓ	2mg/ℓ	E
2	2.5	1.9	1.1	1.2	1.6	以下	以下	E
3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.5			
4	1.8	1.8	1.7	1.2	1.6			
5	6.6	7.6	8.0	3.8	3.7			
6	1.4	2.0	2.0	1.5	2.4		5mg/ℓ以下	
7	2.7	3.2	2.5	1.4	2.3		3mg/ℓ以下	
8	3.4	2.3	2.3	2.2	4.0		4mg/ℓ以下	
9	2.6	2.5	2.3	1.8	3.4			
10	2.9	3.2	3.8	2.9	5.0	3 mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	B
11	2.7	1.8	1.4	1.4	2.5		4mg/ℓ以下	
12	1.9	2.7	2.9	2.8	2.0	8 mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	D
13	2.8	3.2	4.0	3.9	4.7			
14	6.1	3.9	3.5	5.1	5.7			
15	4.7	1.8	1.2	1.7	2.2			

※網掛けは、環境基準を超過しています。

※類型：千葉県では、河川をA~Eの5種類に分け、環境基準を設定しています。

※BODの目標指数については、平成29年3月に策定した第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画で定める基準を示しており、法定の環境基準よりも厳しく設定しています。二重下線は、目標指数を超過しています。

河川の水質状況(SS)(経年)

(単位:mg/ℓ)

採取地点	SS年間					環境基準	類型
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	6.1	5.6	4.4	3.1	4.0	ごみ等の浮遊物がみとめられないこと	E
2	4.7	6.7	2.9	3.5	3.6		E
3	5.3	3.2	4.8	5.3	3.2		
4	7.2	1.5	2.1	3.5	3.3		
5	5.6	7.0	5.5	3.8	3.0		
6	3.3	5.3	7.3	6.6	14.1		
7	9.0	14.1	8.2	9.2	12.6		
8	7.6	4.4	3.3	3.9	2.8		
9	1.2	1.7	1.5	0.7	2.0		
10	9.5	11.0	11.4	11.3	8.9	25mg/ℓ以下	B
11	2.1	2.6	2.0	3.2	2.5		
12	4.8	6.1	9.5	6.4	6.2	100mg/ℓ以下	D
13	3.2	2.7	2.6	2.5	1.4		
14	5.5	4.9	3.4	3.8	5.3		
15	3.9	2.7	2.9	6.8	4.6		

河川の水質状況(DO)(経年)

(単位:mg/ℓ)

採取地点	DO年間					環境基準	類型
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	9.2	9.7	10.4	9.2	8.5	2mg/ℓ以上	E
2	10.7	10.2	10.4	10	8.7		E
3	8.6	8.7	8.6	7.1	7.3		
4	11.3	11.5	12.6	12.3	11.1		
5	9.2	8.9	9.9	6.7	8.9		
6	9.7	8.8	12.7	7.6	7.6		
7	7.2	7.4	6.8	5.8	5.6		
8	9.1	8.7	9.1	9.4	10.1		
9	7.0	6.6	7.1	7.9	6.6		
10	9.2	8.1	8.0	6.8	6.2	5mg/ℓ以上	B
11	9.2	9.5	9.8	9.9	8.8		
12	8.7	8.7	7.3	5.9	7.3	2mg/ℓ以上	D
13	5.7	7.9	6.4	5.3	5.0		
14	6.7	7.7	8.2	7.4	8.1		
15	6.4	6.8	7.3	6.9	6.1		

河川の水質状況(PFAS)(経年) (単位:ng/ℓ)

採取地点	PFAS年間	暫定目標値
	令和6年度	
1	6.0	50ng/ℓ
2	5.5	
3	16	
4	15	
5	9.9	
6	17	
7	11	
8	10	
9	7.7	
10	8.9	
11	10	
12	6.1	
13	5.8	
14	9.2	
15	3.1	

※令和6年度から有機フッ素化合物(PFAS)の測定を開始しました。

本市の水質測定結果はPFOSとPFOAの合算値です。

② 河川排水（樋管）水質測定

市は、河川の水質浄化事業に資することを目的として、樋管から河川へ排出される排出水の水質を測定しています。

令和6年度

	pH	BOD	SS	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素	全リン	MBAS
名都借樋管	7.6	5.15	1.4	<1	7.25	0.48	0.05
運河諏訪下樋管	8.1	5.05	2.55	<1	5.65	0.51	0.09
東武鉄道運河駅樋管	7.63	4.9	6.7	<1	8.7	0.78	0.08
国交省出張所地先樋管	7.5	3.8	6.75	<1	5.6	0.22	0.03
運河樋管	7.48	10.3	10.1	1.5	10.5	1.07	0.37



③ 生活排水対策推進計画

市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、平成7年12月に「水のきれいなふるさとづくりー流山市生活排水対策推進計画」

(第I期計画)を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成28年度に「第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画」を策定し、対策を進めています。令和8年度までの10年間に環境基準等を満たしている河川については河川環境の維持、満たしていない河川は水質改善を目標に、対策を推進します。

④ 下水道

市では、下水道の普及を進めており、この10年間で下水道普及率は約12%上昇しました。

かつては、千葉県内の平均値よりも低い値でしたが、平成19年度から県の平均値を上回っています。

下水道の整備状況(令和7年4月1日現在)

項目	数値	備考
行政区域	3,532ha	流山市の面積
汚水適正処理構想区域	2,495ha	公共下水道の将来計画(令和6年度目標)
事業認可区域	2,269ha	公共下水道を近年のうちに整備を予定している区域
処理区域	1,955ha	公共下水道の接続可能区域
行政人口	213,118人	流山市の人口(住民基本台帳人口)
処理区域内人口	201,052人	公共下水道処理区域内に住んでいる方の人口
水洗化人口	188,425人	公共下水道処理区域内で公共下水道を使用している人口
普及率	94.34%	行政人口のうち公共下水道が使用可能となっている区域内の人口割合
水洗化率	93.72%	公共下水道が使用可能である人口のうち、下水道を使用している人口割合 ※令和6年4月1日現在

下水道普及率

年度末	流山市(%)
令和2年度	91.9
令和3年度	92.3
令和4年度	93.3
令和5年度	93.7
令和6年度	94.3

(3) 畜犬登録数・動物死体処理

畜犬登録数の推移 (単位:頭)

年度	登録件数	新規登録
令和2年度	8,372	732
令和3年度	8,464	789
令和4年度	9,129	1,054
令和5年度	8,833	978
令和6年度	8,918	831

動物死体処理数の推移 (単位:体)

※一般系(無料):公道上で死亡していた犬猫等の回収

年度	一般系(有料)	一般系(無料)	事業系(有料)	合計
令和元年度	240	761	2	1003
令和2年度	227	656	1	884
令和3年度	219	660	0	879
令和4年度	201	550	0	751
令和5年度	204	592	0	796
令和6年度	260	652	4	916

(4) 土壌・地盤環境地下水揚水量（単位：m³/日（稼働井戸本数は本））

	R2	R3	R4	R5	R6
工業用	1,022	1,025	1,156	1,098	1,366
ビル用	40	37	93	80	40
水道用	10,852	11,215	10,635	11,811	11,692
農業用	3,632	1,514	829	841	849
その他	199	341	458	141	219
計	15,746	14,133	13,171	13,971	14,166
稼働井戸本数	39	38	38	38	38

埋立事業許可件数

	R2	R3	R4	R5	R6
許可件数	4	2	1	2	3
埋立個所	4	2	1	2	3
面積(m ²)	8351.83	5,475	2849.80	4003.72	7828.98

(5) 雑草管理状況

平成24年度に「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行しました。これは、土地の所有者等に空き地の適正な管理を義務付け、雑草等の繁茂による病害虫の発生やごみの不法投棄を未然に防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的としたものです。条例の施行により、市から土地の所有者等に対し、雑草等の除去に関する指導、勧告、命令等ができるようになりました。

年度	指導件数	勧告件数	命令件数	戒告件数	行政代執行件数
令和2年度	176件	50件	8件	3件	0件
令和3年度	130件	38件	6件	3件	0件
令和4年度	73件	28件	16件	2件	0件
令和5年度	77件	40件	11件	3件	0件
令和6年度	80件	47件	10件	2件	0件

(6) 騒音・振動

① 常磐道環境保全対策

市では、常磐自動車道沿道4地点において騒音の常時監視測定を行っています。

令和6年度における常磐自動車道からの騒音レベルは45.9dB～59dBの範囲にあります。

令和6年度測定結果平均値

(上段:騒音レベル、下段:協定値を超えた時間)

測定局	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若葉台	dB	46.9	47.8	46.9	57.9	57.2	52.1	48.5	46.6	46.3	46.2	46.1	46.9
	時間	17	18	13	398	396	221	65	7	0	6	0	13
西初石	dB	48.1	48.4	48.1	51.8	51.1	49.6	48.7	48.5	48.0	47.9	48.1	48.7
	時間	6	12	6	100	112	78	27	8	0	5	1	12
東初石	dB	46.9	47.3	46.7	53.5	51.6	48.7	47.0	46.8	46.0	46.0	45.9	46.8
	時間	19	24	6	268	165	81	14	5	0	0	4	3
青田	dB	49.7	50.2	49.6	56.1	58.2	54.5	51.3	50.3	49.5	49.6	49.6	50.4
	時間	29	41	22	315	456	290	105	36	18	17	7	43

※東日本高速道路株式会社と締結した騒音の協定値

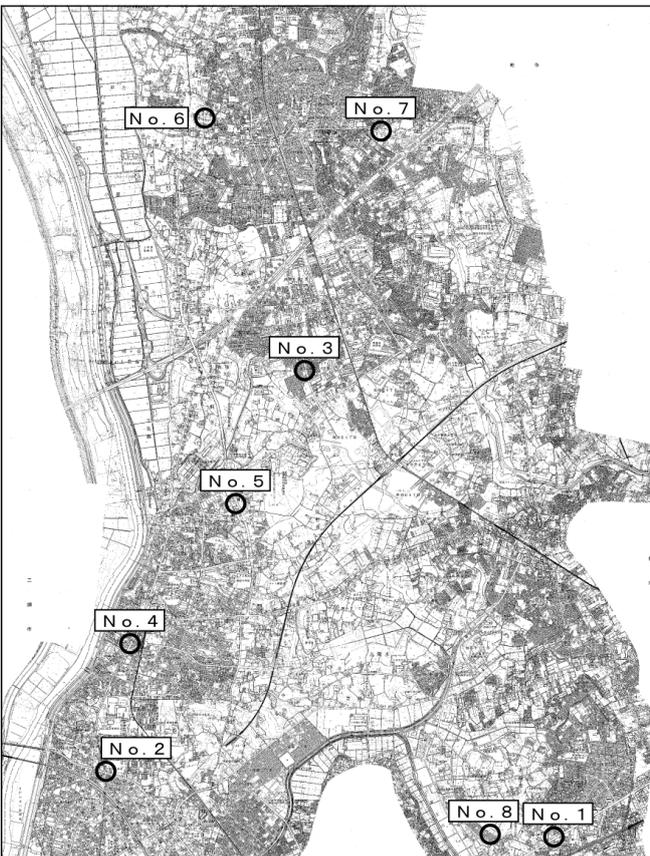
朝(6時～8時):55dB以下、昼(8時～19時):60dB以下

夕(19時～22時):55dB以下、夜(22時～翌6時):50dB以下

② 自動車騒音・振動

市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道8地点で自動車騒音・振動の監視測定を行っています。測定結果は、交通量の多い国道6号(水戸街道)や市道102号線、県道松戸野田線(流山街道)では、騒音の環境基準を上回っていました。

騒音測定地点



地点番号	調査地点	対象道路
1	流山市向小金1丁目239-2	国道6号(水戸街道)
2	流山市流山986地先	県道白井流山線
3	流山市西初石4丁目1411-2	市道102号線
4	流山市流山2丁目312	県道松戸野田線(流山街道)
5	流山市三輪野山三丁目1-8	県道松戸野田線(流山街道)
6	流山市美原2丁目131	県道松戸野田線(流山街道)
7	流山市青田6	市道274号線
8	流山市前ヶ崎484-12	市道251号線

自動車騒音・振動実態調査結果

(単位: dB)

調査地点	地域区分	用途地域及び環境基準類型	車線数	騒音測定値及び要請限度等			振動測定値及び要請限度等		
				項目	昼間	夜間	項目	昼間	夜間
1	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	準住居地域 B類型	4	本年度(LAeq)	<u>75</u>	<u>74</u>	本年度(L ₁₀)	56	54
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
2	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	第二種住居地域 B類型	2	本年度(LAeq)	64	64	本年度(L ₁₀)	46	45
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
3	騒音：第1種区域 振動：第1種区域	第一種低層住居 専用地域 A類型	2	本年度(LAeq)	<u>65</u>	<u>60</u>	本年度(L ₁₀)	47	39
				環境基準	60	55	-		
				要請限度	70	65	要請限度	65	60
4	騒音：第3種区域 振動：第2種区域	商業地域 C類型	2	本年度(LAeq)	69	<u>70</u>	本年度(L ₁₀)	41	42
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	70	65
5	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	第一種住居地域 B類型	4	本年度(LAeq)	70	65	本年度(L ₁₀)	45	38
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
6	騒音：第2種区域 振動：第1種区域	第二種住居地域 B類型	2	本年度(LAeq)	66	62	本年度(L ₁₀)	52	45
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
7	-	市街化調整区域	2	本年度(LAeq)	62	55	本年度(L ₁₀)	44	35
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度	要請限度の指定なし		要請限度	要請限度の指定なし	
8	-	市街化調整区域	1	本年度(LAeq)	65	58	本年度(L ₁₀)	38	28
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度	要請限度の指定なし		要請限度	要請限度の指定なし	

- ※二重下線は、環境基準を上回る値を示します。網掛けは、要請限度を上回る値を示します。
- ※要請限度：環境省令で定める自動車騒音限度または道路交通振動限度です。
- ※LAeq：等価騒音レベルを示します。自動車からの騒音のように不規則かつ騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したものです。
- ※L₁₀：10パーセント時間率振動レベルを示します。振動レベルが対象とする時間範囲の10%の時間にわたって、あるレベル値を超えている場合、そのレベルを10パーセント時間率振動レベルといいます。

市内の主要道路の交通量

令和6年度主要道路車種別交通量(上下線)

(単位:台/日)

調査地点	大型車 I (台)	大型車 II (台)	小型車 (台)	二輪車 (台)	四輪車計 (台)	全車種合計 (台)	大型車混入率
1	1892	3,029	31,058	963	35,979	36,942	13.7%
2	228	1,327	11,362	606	12,917	13,523	12.0%
3	74	471	11,758	410	12,303	12,713	4.4%
4	1,278	2,190	13,510	509	16,978	17,487	20.4%
5	337	1,402	17,704	356	19,443	19,799	8.9%
6	308	998	11,092	314	12,398	12,712	10.5%
7	127	431	10,785	288	11,343	11,631	4.9%
8	109	553	5,037	121	5,699	5,820	11.6%

交通量(全車種合計)の推移

(単位:台/日)

調査地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	38,990	42,318	37,935	36,879	36,942
2	12,401	12,063	12,913	13,447	13,523
3	13,564	14,829	12,996	12,953	12,713
4	20,322	20,043	19,077	19,619	17,487
5	19,459	20,959	18,868	19,401	19,799
6	12,976	11,061	12,748	12,653	12,712
7	12,134	13,076	11,943	11,452	11,631
8	5,991	5,878	5,720	5,723	5,820

※各年度24時間調査の結果。

測定日時

令和6年12月3日12時~12月4日12時

(7) 悪臭対策

令和6年度においては、基準を超える悪臭の発生はありませんでした。

悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」または「臭気指数」によって、悪臭の強さの規制をしており、このうち、「悪臭物質濃度による規制」では、悪臭の主な原因となる22の化学物質の濃度を規制しています。

市は、全域が「悪臭物質濃度による規制」の対象区域となっており、市内の事業者は、敷地境界において、悪臭防止法第4条第1項で定める規制基準を遵守する必要があります。

(8) 苦情

市における環境保全等に関する苦情件数は、合計286件と前年度と比較して増加しました。種類別に見ると、雑草樹木、動物他に関する苦情が多くなっています。

令和6年度環境保全等

苦情処理件数(月別)

月	件数
4月	19
5月	28
6月	34
7月	40
8月	21
9月	28
10月	32
11月	15
12月	17
1月	17
2月	26
3月	9
合計	286

環境保全等苦情処理件数の推移

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪臭	10	3	9	6	9
大気	1	0	1	1	21
振動	5	4	2	6	8
騒音	26	16	33	28	26
水質	0	1	0	0	1
動物他	6	8	25	21	30
害虫等	3	0	8	2	14
雑草樹木	12	37	38	56	68
廃棄物投棄	13	9	4	21	13
野焼き等	19	19	16	21	24
墓地関係	0	1	0	0	3
土壌汚染	0	2	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
その他	29	14	81	66	69
合計	124	114	217	228	286

(9) 放射能への対応

①これまでの放射能対策

流山市は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、様々な放射能対策に取り組んできました。

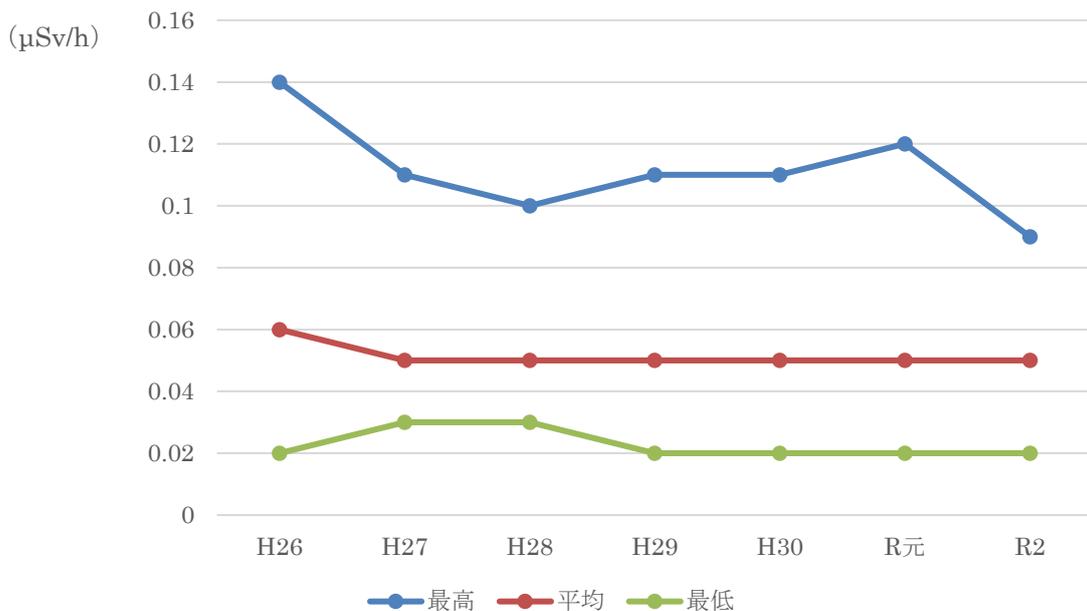
平成23年12月28日に放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことを受け、平成24年2月29日に全国で最初の法定計画となる「流山市除染実施計画」を策定し、積極的に除染を行い、市内の放射線量の低減に努めました。

②市内空間放射線量の推移

流山市の空間放射線量は、福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度（除染前）の主な子どもが多く利用する施設の1時間当たりの平均値は、地表から高さ5センチメートルで、0.29マイクロシーベルトでしたが、除染の効果や放射性物質の物理的減衰により平成24年度末には1時間当たり0.08マイクロシーベルトまで下がりました。また、令和2年度まで継続的な公共施設等のモニタリングを実施し、放射線量の推移を確認してきましたが、国が定める基準（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）を大きく下回る結果で推移していたことから、公共施設等のモニタリングを終了しました。

小・中学校、幼稚園、保育所での空間放射線量の推移（ $\mu\text{Sv/h}$ ）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
最高	0.14	0.11	0.10	0.11	0.11	0.12	0.09
平均	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
最低	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02



5. 市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち

(1) 市民環境講座

市民の環境意識の高揚を図るため、市民環境講座を市民活動団体に委託して行っています。令和6年度はLEDランタン工作講座など、4回の講座を実施しました。

令和6年度市民環境講座

開催日	講座内容	参加者数
6月8日(土)	LEDランタン工作	31名
8月18日(日)	親子でミニソーラーカーを作って走らせよう	39名
12月15日(日)	未来ワークショップ	6名
2月16日(日)	らんま先生「環境エコパフォーマンスショー」	258名
合計		320名

(2) リサイクルプラザの講座・教室

リサイクルプラザ・プラザ館では、ごみ減量・リサイクルに特化した講座・教室を開催しています。講座や授業は、包丁研ぎや布ぞうりづくりなど46回実施し、延べ295名が参加しました。

令和6年度リサイクルプラザ講座・教室

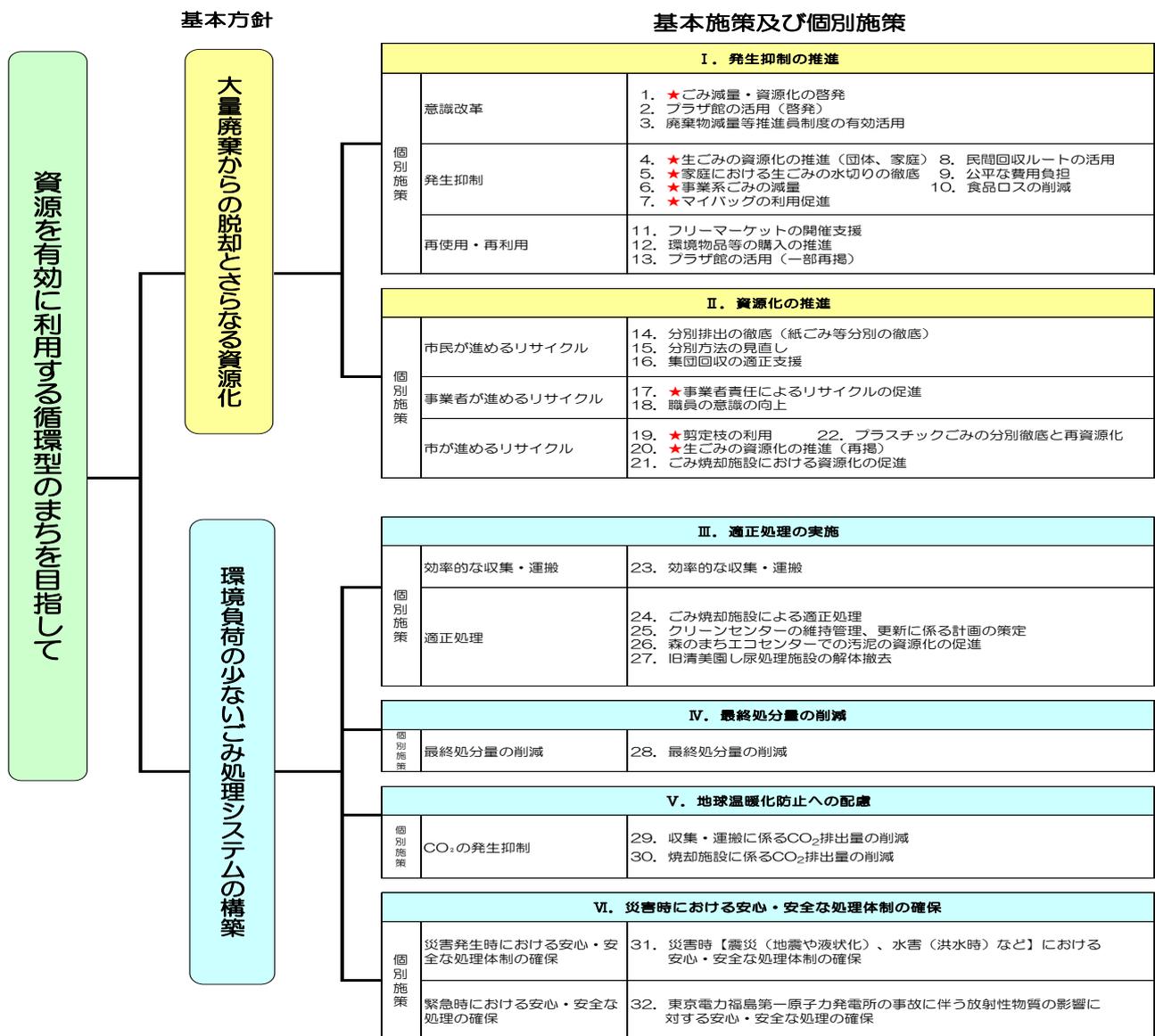
講座名		回数	参加者数
【子供向け】	Summerキャンドルづくり	2	12
	段ボールトイレづくり	1	3
	トイレットペーパーの芯で作るペン立て	1	3
	縫わない巾着づくり	1	1
洗える健康布ぞうりづくり		3	15
包丁研ぎ・箸の持ち方(使い方)教室		2	10
毛糸で作るスリッパ代わりにのくつ下カバーづくり		1	3
ハンドウォーマーづくり		1	1
押絵季節のつるし飾りづくり		3	18
思い出の服で作るサコッシュ		1	4
思い出の服でマフラーづくり		1	1
カルトナージュでオリジナルボックスづくり		1	4
桜のキャンドルづくり		3	6
段ボールトイレづくり		1	1
はぎれを使った箸ケース		2	4
バレンタインキャンドルづくり		2	3
ハロウィンキャンドルづくり		2	3
万能エコたわしづくり		1	3
ふわふわマフラーづくり		1	3
ペットボトルカバーづくり		1	2
ペットボトルキャップでアクセサリづくり		1	1
ペットボトルの椅子づくり		1	4
ペンケースづくり		1	2
おもちゃ病院		12	188
合計		46	295

第2部 環境関連計画の進捗状況

第1章 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画の策定を義務付けられています。市民の方々から排出される様々な家庭ごみの収集・処理、事業者から排出される一般廃棄物の受入処理等について、流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化・適正処理等を進めています。

★：重点施策



第1節 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策

1. 啓発等ごみの減量・資源化の促進

ごみ減量・資源化の促進に向け、令和4年度から導入した指定ごみ袋制度や生ごみ肥料化処理器購入補助金制度などを通じて、家庭での生ごみの水切りや容器包装プラスチックの分別の徹底等の普及・啓発を行いました。

また、事業系一般廃棄物の減量・資源化及び適正処理のため、令和6年4月1日から事業系廃棄物の受入基準の見直しを行うことを決定し、市内事業者等への資料配布や説明会の開催等により見直しの内容について周知・啓発に努めました。

2. 剪定枝資源化施設運営事業

平成22年度から稼働した「森のまちエコセンター」において、市内で発生する剪定枝を資源化し、みどりのリサイクルを進め、循環型社会の形成を図っています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で中止していた剪定枝の堆肥化については、放射性物質が低減したため、令和元年4月から堆肥の製造を再開し、10月から市民に対し配布を行っています。

3. クリーンセンターの安全衛生の確保

クリーンセンター内の労働災害ゼロを目指し、清掃事業場安全衛生委員会による活動を中心に、リスクアセスメントを取り入れた作業標準書の作成を進めるとともに、労働災害の防止に関する訓練等を着実に進めています。

4. クリーンセンターの適切な運転管理と経費削減

クリーンセンターにおいて、毎日発生するごみを安定的に処理するため、また周辺環境に影響を及ぼさないよう、計画的な施設の整備点検、修繕、運転管理に努めています。また、修繕等の発注に当たっては可能な範囲で競争原理を導入するとともに、全国都市清掃会議の積算基準等を参考に見積額等の精査を行い、一層の経費削減に向けた対策を講じています。

5. 一般廃棄物収集等の複数年委託

ごみの収集運搬、リサイクル館及びごみ焼却施設の運転管理等の複数年委託事業を行っています。なお、リサイクル館については、施設の運転管理に機器修繕等を加え、施設全体の運営を行う包括的管理運営委託としています。

6. クリーンセンターの維持管理

令和5年度から焼却施設の基幹的設備改良工事に着手しています。令和5年度から令和7年度までの3か年で工事を行い、焼却施設全般にわたる様々な機器を対象として機械設備工事を行い、老朽化対策とともに、設備の省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量削減対策を行っています。



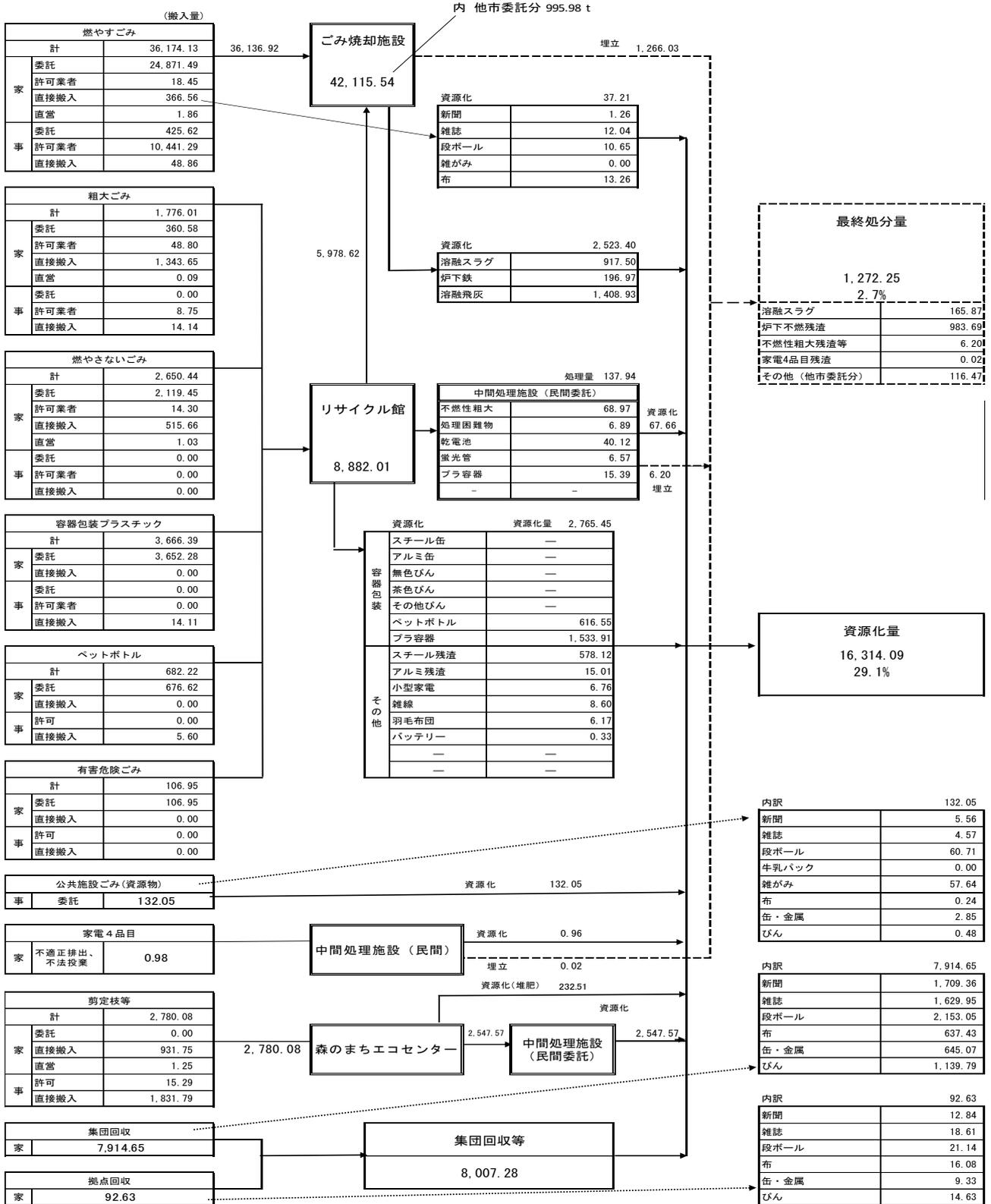
ごみ減量・資源化キャラクター
「ケロクル」

令和6年度ごみ処理フロー

(単位：トン)

人口 213,118 人
 ごみ発生量 55,976.53 t
 ごみ処理量 47,969.25 t

令和7年3月31日現在 (住民基本台帳)
 同原単位 720 g (家庭系ごみ発生量原単位 394 g)
 同原単位 617 g



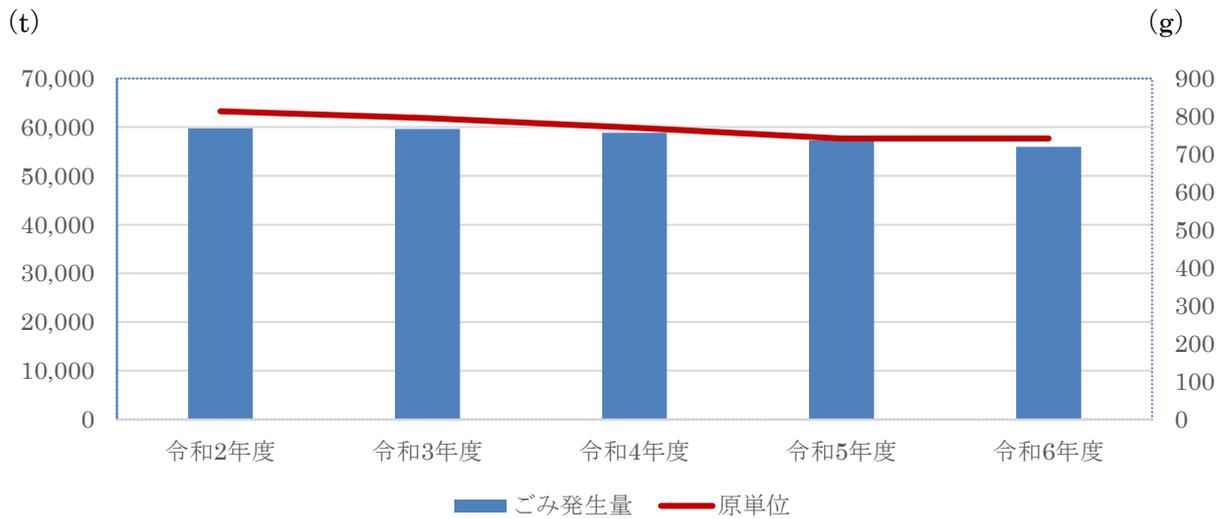
※「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
 ※炉下鉄、炉下アルミ：焼却処理後の鉄及びアルミ
 ※容リプラ：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
 ※不燃粗大：リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等
 ※スチール残渣：刃物類を含む

第2節 ごみ処理量等の推移

(1) ごみ処理量

令和6年度のごみ発生量55,977トンの内ごみ処理量は47,969トンで、資源化率は29.1%でした。令和6年度は、ごみ発生量が前年度に比べ減少しています。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ発生量	t	59,759.89	59,610.51	58,815.86	57,296.15	55,976.53
原単位 (1人1日あたりごみ量)	g	813.41	794.96	770.13	741.59	719.60
資源化率	%	27.6	28.7	27.2	28.5	29.1
最終処分量	t	1,547.56	1,700.55	1,520.87	1,431.60	1,272.25
ごみ処理量	t	50,559.91	50,624.03	50,186.82	49,006.23	47,969.25
人口	人	201,284	205,439	209,237	211,097	213,118



(2) リサイクル

リサイクルは、平成24年度から資源物の回収を集団回収に一本化しています。回収量としては、全体量として減少傾向にあります。

集団回収量の推移

(単位:t)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類	6,237.15	6,141.62	5,919.92	5,723.97	5,492.36
新聞	2,256.13	2,198.05	1,995.61	1,841.25	1,709.36
雑誌	1,900.84	1,754.51	1,719.21	1,696.71	1,629.95
段ボール	2,080.18	2,189.06	2,205.10	2,186.01	2,153.05
布類	748.61	722.72	676.10	638.48	637.43
金属類	779.45	759.25	694.59	653.28	645.07
ビン類	1,332.61	1,266.78	1,249.52	1,186.37	1,139.79
合計	9,097.82	8,890.37	8,540.13	8,202.10	7,914.65

(3) し尿及び浄化槽汚泥

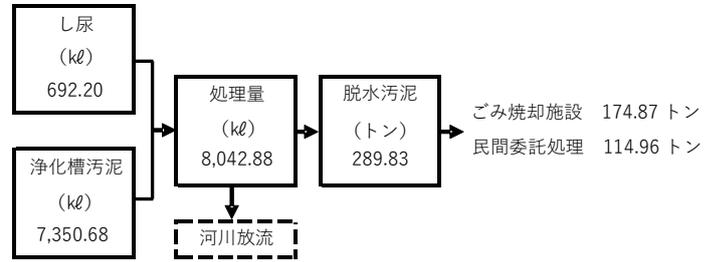
し尿処理及び浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備とともに減少傾向にあります。

し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位:kL)

区分	処理量	し尿	浄化槽汚泥
令和2年度	10,310.47	1,171.09	9,139.38
令和3年度	9,636.65	1,120.25	8,516.40
令和4年度	8,940.79	909.29	8,031.50
令和5年度	7,886.00	747.81	7,138.19
令和6年度	8,042.88	692.20	7,350.68

し尿処理フロー



※端数処理のため合計が一致しない場合があります。

(4) 流山市の廃棄物処理施設

施設	概要
クリーンセンター ・ごみ焼却施設 建築面積：5,798 m ² 能力：207 t/日 ・リサイクル館 建築面積：5,262 m ² 能力：57.1 t/日	流山市クリーンセンターは、焼却施設、リサイクルプラザ・リサイクル館（工場棟）、リサイクルプラザ・プラザ館（啓発棟）の3つの施設からなります。ごみ焼却による残渣等の利用、ごみ焼却余熱利用、雨水の再利用といった環境への配慮を行っています。 
森のまちエコセンター ・し尿処理棟 建築面積：792 m ² 能力：56kL/日 ・剪定枝資源化棟 建築面積：621 m ² 能力：3 t/日	汲み取りのし尿と浄化槽の汚泥を処理する施設及び市内の公共施設や各ご家庭から出た樹木の剪定枝をチップ化して堆肥にする施設です。太陽光発電や処理水、雨水の利用、臭気対策などの環境への配慮を行っています。 

(5) クリーンセンターの大気環境

クリーンセンターでは、市民の快適な生活環境を維持するためにごみ焼却施設の大気環境測定を行っています。この測定では、法・条例による規制値より厳しい保証数値を定め、適正な維持管理を行い、環境保全に万全を期しています。計測データはクリーンセンター正門に設置した環境監視盤でも公開しています。

令和6年度クリーンセンター大気環境測定結果(測定結果の詳細値は市HPにて公開しています。)

項目(単位)	規制値	保証数値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
硫酸化合物(ppm)	-	10以下	1未満											
窒素化合物(ppm)	250以下	30以下	16	6	6	11	10	8	9	17	16	9	8	8
塩化水素(ppm)	430以下	10以下	2	1	2	2	1未満	1未満	1	2	1	3	1	2
ばいじん(mg/m ³ N)	80以下	5以下	1未満											
水銀(mg/m ³ N)	0.05以下	0.03以下	0.03未満											
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	1以下	0.01以下	0.01未満											

第2章 地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した計画で、市域全体を対象に温室効果ガスを削減する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「ストップ温暖化！流山プラン」と、市役所の温室効果ガス削減への取組みを示した同（事務事業編）「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」の2計画からなります。

第1節 ストップ温暖化！流山プラン

1. 計画の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第19条の2の規定により、市域から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、2022年度（令和4年度）に第4期地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山プラン」を策定し、「ゼロカーボンシティ」を表明しました。この計画は、市民、市民活動団体等、事業者、市の各主体の取組みを総合的かつ計画的に推進し、流山の地域特性に合った地球温暖化対策により国の温室効果ガスの削減目標に寄与することを目的としています。

計画期間を2050年度（令和32年度）とし、中期目標と長期目標を設定しています。中期目標として2030年度（令和12年度）までに市域の二酸化炭素排出量を2013年度比（平成25年度比）46%削減、長期目標として2050年度（令和32年度）までに排出量実質ゼロにすることを掲げています。

計画では市民や事業者の意識・行動改革による実践行動「ソフトパワー」を活かし「脱炭素都市ながれやま」の実現を目指すことを基本方針としています。また、目標削減量の達成のために、この計画では5つの重点施策をまとめています。

流山市が目指す将来像「脱炭素都市ながれやま」

目標（二酸化炭素削減率） 2030（R12）年度までに2013（H25）年度比46%削減
2050（R32）年度までに排出量実質ゼロ

基本方針

市民や事業者の意識・行動改革による実践行動「ソフトパワー」を生かし「脱炭素都市ながれやま」の実現を目指します。

重点施策① 市民・事業者との協働による省エネルギー生活への転換の推進

市民・事業者の皆さんとの協働により、主に電力を中心とした省エネ施策を推進します。

重点施策② 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電設備を軸とした再生可能エネルギーの普及を推進します。

重点施策③ 環境負荷の大きい自動車からの転換

ぐりーんバスや路線バス・鉄道など公共交通網の整備と、徒歩・自転車・低燃費自動車などの普及を推進します。

重点施策④ 廃棄物の発生抑制と資源循環

一般廃棄物処理基本計画の推進により、プラスチックごみを中心とした廃棄物削減、資源化を図ります。

重点施策⑤ 緑地保全と都市緑化による二酸化炭素吸収源対策

グリーンチェーン戦略や公園整備、植樹事業等により、都市緑化の推進を図ります。

ストップ温暖化！流山プランの施策体系

2. 市域の二酸化炭素排出量

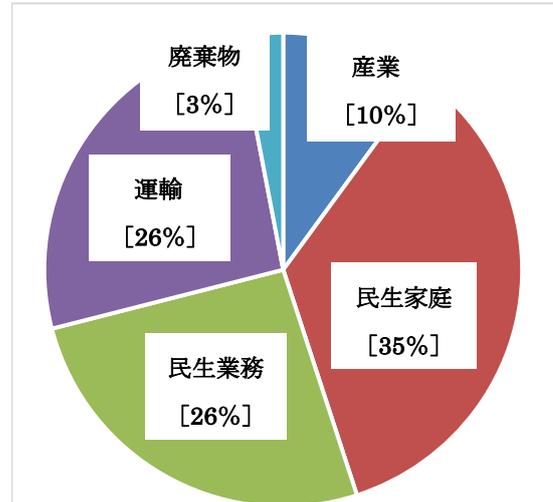
令和5年度に市域から排出された二酸化炭素排出量は、基準年度（平成25年度）比で2.2%増加、前年度比で4.2%減少しました。

部門別に見ると、基準年度比で、産業部門が9.9%減少している一方、民生業務部門は17.4%と大きく増加しています。前年度比では、産業部門が21.3%減少し、民生家庭部門は6.7%増加しました。

流山市域の二酸化炭素の排出量の算定には、経済産業省資源エネルギー庁が毎年公表している「総合エネルギー統計」及び「都道府県別エネルギー消費統計」を主に用いていますが、2020年12月の公表で推計方法等が変更され、1990年度まで遡り公表値が改訂されました。

このことから、経年比較を行うにあたって、算定に用いる統計の改訂値をより正確に反映させるた

め、再度算出した値を「再算定値」として下表に掲載しています（令和5年度の「再算定値」は最新の統計値を用いて算出した数値になります）。



令和5年度の市域の二酸化炭素排出量内訳

流山市域の二酸化炭素排出量の推移

(単位:千 t-CO₂)

部門		平成25年度 (2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
		基準年度					基準年増減率	前年度増減率	
産業	再算定値	66.6	81.5	87.0	116.5	76.2	60.0	-9.9%	-21.3%
民生家庭	再算定値	214.6	201.1	194.9	195.6	205.9	219.7	2.4%	6.7%
民生業務	再算定値	142.9	151.6	145.3	150.1	168.0	167.7	17.4%	-17.9%
運輸	再算定値	176.7	171.0	156.2	173.1	190.6	166.5	-5.8%	-12.6%
廃棄物	再算定値	20.3	21.1	23.2	20.5	21.5	20.6	1.5%	-4.2%
合計	再算定値	621.1	626.3	606.6	655.9	662.2	634.5	2.2%	-4.2%
基準年比	再算定値	-	100.8%	97.6%	105.6%	106.6%	102.2%	-	-

※ 電気事業者ごとの排出係数はP. 39に掲載しています。

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。市域の二酸化炭素排出量については国の統計等を用いて算定するため、約2年遅れての公表となります。

3. ストップ温暖化！流山プランに基づく事業

◇省エネルギー設備設置補助事業及び太陽光発電設備初期費用ゼロ促進事業、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金、流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量の削減に効果のある太陽光発電の普及を図ることを目的に、太陽光発電設備を設置した方に奨励金を交付しました。住宅用設備については、新築住宅の場合は1kW当たり1.5万円（上限額6万円、エネルギー管理システム（HEMS）設置済の場合は1万円上乗せ、定置用リチウムイオン蓄電システム設置済の場合は5万円上乗せ）、既存住宅の場合は1kW当たり2.5万円（上限額10万円、HEMS設置済の場合は2万円上乗せ、定置用リチウムイオン蓄電システム設置済の場合は5万円上乗せ）を交付し、令和6年度は交付件数79件、合計容量は約619.63kWでした。また、住宅用省エネルギー設備の補助金の交付を平成25年11月から開始しました。補助対象は家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放設備、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、断熱窓(改修のみ)の5設備等で、令和6年度は合わせて109件の補助金を交付しました。なお、太陽光発電設備初期費用ゼロ促進事業奨励金に対するの交付決定は2件で、流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金に対するの交付決定は1件でした。

令和6年度は、住宅用と初期費用ゼロ合わせて、年間約315.3t-CO₂を削減するだけの太陽光発電設備を設置したことになります。

◇市内小学4年生を対象にした環境講座

環境教育・啓発事業の一環として、市内小学4年生を対象にクリーンセンター見学が行われました。

◇事業者による環境配慮チェックシートの提出

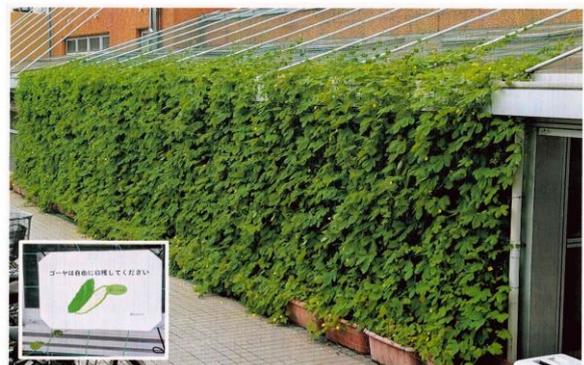
事業者の環境への取組を促進するため、大規模な事業については事前に市に取組内容を届け出る、「環境配慮チェックシート」を平成18年6月から行っています。これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を促すもので、令和6年度は22件の提出がありました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提出件数	50	42	25	34	22

◇緑のカーテン事業

平成18年度から市で始めた緑のカーテンの普及促進事業は、平成24年度からは美田自治会等が中心となって立ち上げた「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」に委託しています。自治会への苗の配布、ゴーヤの集いやゴーヤレシピコンテストの開催などの活動を盛んに行っています。

令和6年度は自治会や公共施設等にゴーヤの苗を1,338株、種を32,215粒配布しました。



緑のカーテン写真コンテスト事業所の部

令和6年度 金賞

アクティオ株式会社（流山市生涯学習センター）

第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

1. 計画の概要

市役所は、市内最大級の事業者として、より高い目標を掲げ地球温暖化対策を推進する必要があります。市では2020年度（令和2年度）に、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3（現行法：第21条）の規定により、第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」を策定しました。3項目の重点プロジェクトと4項目の主要プロジェクトを中心に、市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量を抑制するための重点取組を定め、2025年度（令和7年度）までに、市役所から排出される温室効果ガスを2019年度比（令和元年度比）で14.7%以上削減することを目標としています。

温室効果ガス削減目標

年度	基準値・目標値
2019年（令和元年度） 基準年度	基準値 35,340 t-CO ₂
2025年（令和7年度） 目標年度	目標値（-14.7%） 30,159 t-CO ₂

※本計画が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種です。温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素に換算してt-CO₂で示しています。

取 組 内 容

・重点プロジェクト

1. 再生可能エネルギーの導入推進

- (1) 市役所で使用する電力の再エネへの転換促進
- (2) 再生可能エネルギー設備の導入促進

2. 公用車EVと再エネ充電設備の普及促進

- (1) 公用車EVの導入
- (2) 再エネ充電設備の普及促進

3. 廃棄物処理施設の省エネ化とごみの焼却量削減

- (1) 廃棄物処理施設の省エネ化
- (2) ごみの焼却量削減
- (3) 市民への啓発

・主要プロジェクト

4. 緑化の推進

5. 情報化の推進

6. 省エネルギー対策

7. 職員が取り組む対策

2. 市役所の温室効果ガス

(1) 市役所の事務事業全体から排出される温室効果ガス

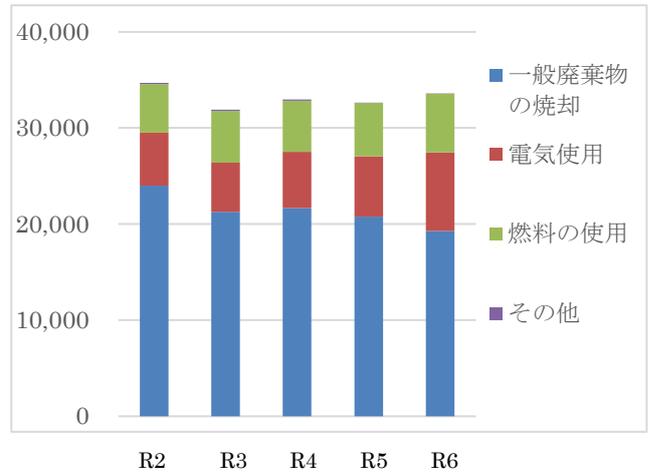
2024年度（令和6年度）に流山市役所の事務事業から排出された温室効果ガス排出量は33,579トンでした。基準年度（2019年度（令和元年度））に比べ、4.98%減少しました。

一般廃棄物の焼却による排出量は19,292トンで、基準年度比16.52%減少しています。電気使用に係る排出量は8,150トンで基準年度比では3.36%増加しました。燃料の使用に係る排出量は6,118トンで基準年度比では45.08%増加しました。

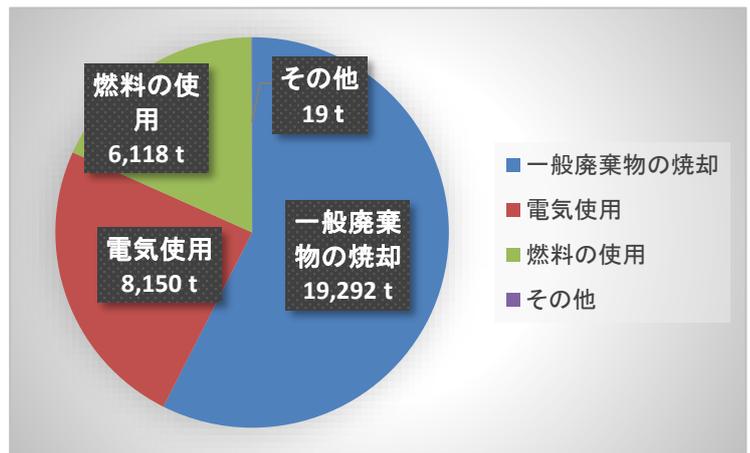
特に、一般廃棄物の焼却は市民活動に伴う数値であり、排出の規模が大きいため、これまで以上に一般廃棄物減量対策を推進する必要があります。また、他の項目についても、引き続き削減目標達成に向けて取り組んでいきます。

なお、その他の項目に含まれる一部内容が2023年度（令和5年度）より数値を把握しないものとなったことを受けて数値が大幅に減少しています。

(t-CO₂)



市役所からの温室効果ガス排出量の推移



市役所が排出する温室効果ガスの内訳

市役所全事務事業からの温室効果ガス排出量の推移(単位:t-CO₂)

区分	2019年度 (令和元年度)	2024年度(令和6年度)		2025年度 (令和7年度)	削減目標
	基準年度		基準年度比	目標年度	
燃料使用量	4,217	6,118	+45.08	4,040	4.2%削減
電気使用量	7,885	8,150	+3.36	4,397	44.2%削減
一般廃棄物の焼却	23,110	19,292	-16.52	21,598	6.5%削減
その他	128	19	-85.16	124	3.1%削減
総計	35,340	33,579	-4.98	30,159	14.7%削減

※小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

(2) 市の事務事業による環境負荷

市役所事務事業の活動量・温室効果ガス排出量の内訳

項目			令和6年度 (最新(令和5年度)の排出係数)			
			活動量	温室効果 ガス排出量	排出係数	
			—	kg-CO ₂	—	
エネルギー消費	購入電力	東京電力エナジーパートナー(株)	kWh	18,130,488	7,814,240	0.431
		荏原環境プラント(株)	kWh	4,667,262	252,032	0.054
		(株)生活クラブエナジー	kWh	48,601	20,315	0.418
		京葉瓦斯(株)	kWh	27,876	11,819	0.424
		ENEOS(株)	kWh	104,791	51,348	0.49
	化石燃料	灯油	L	359,936	896,241	2.49
		重油	L	5,000	13,550	2.71
		都市ガス	m ³	2,311,355	4,738,278	2.05
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	0	2.70
		液化石油ガス(LPG)	kg	29,295	87,886	3.00
		ガソリン	L	111,776	259,320	2.32
		軽油	L	47,437	122,386	2.58
	化石燃料合計			—	6,117,661	—
	エネルギー消費合計			—	14,267,415	—
廃棄物	一般廃棄物の焼却	t	42,116	19,292,439	—	
	うち廃プラスチックの焼却	t	6,907	18,579,830	2.69	
その他	自動車走行量、カーエアコン使用台数、生活排水処理		—	19,026	—	
温室効果ガス排出量合計			—	33,578,880	—	

※一般廃棄物の焼却の活動量については、ごみの焼却時の蒸気から演算して算出しています。

(参考) 電気事業者ごとの排出係数推移(kg-CO₂/kWh)

電気事業者	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
東京電力エナジーパートナー(株)	0.500	0.486	0.475	0.468	0.457	0.447	0.457	0.457	0.431
荏原環境プラント(株)	0.163	0.081	0.192	0.125	0.272	0.129	0.147	0.180	0.054
(株)生活クラブエナジー	0.335	0.199	0.236	0.149	0.177	0.219	0.068	0.124	0.418
京葉瓦斯(株)	—	—	0.515	0.531	0.517	0.487	0.435	0.460	0.424
ENEOS(株)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.490

3. 令和6年度の市役所の取組

(1) エコ通勤・公用自転車

毎月7日を市役所クールアース・デーと位置づけ、エコ通勤やノー残業に取り組んでいます。

◇市役所クールアース・デー

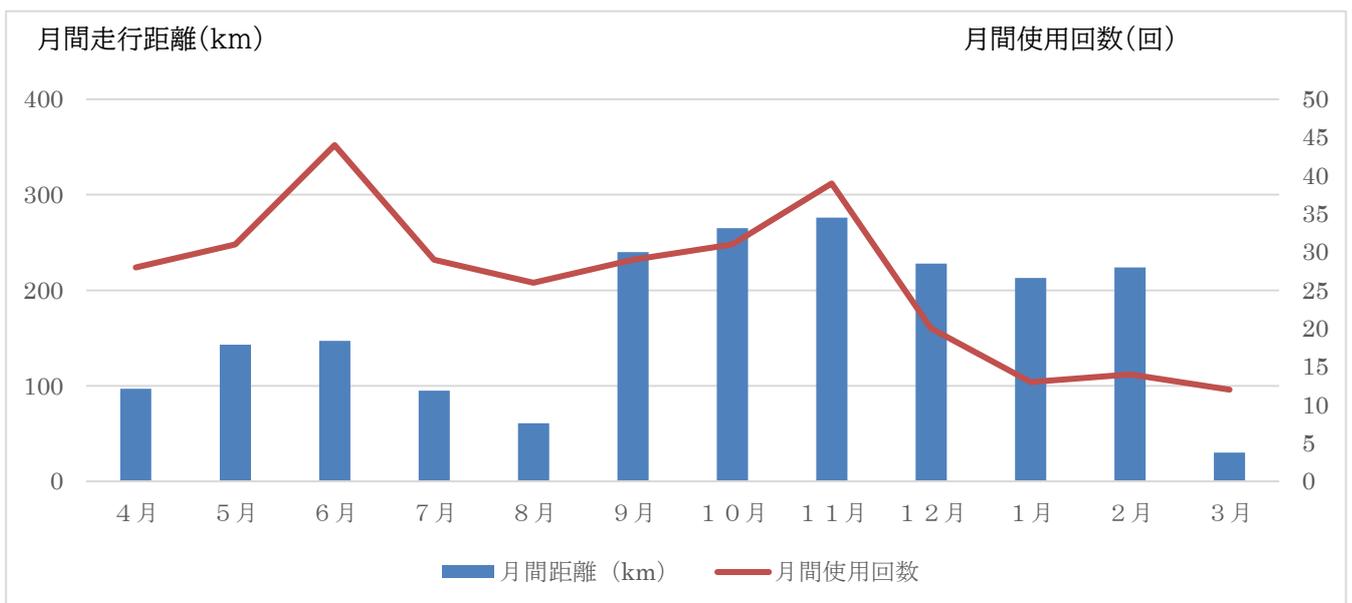
市役所クールアース・デーは、毎月7日に、ノー残業や、普段自家用車等で出勤している職員がエコ通勤に取り組むものです。なお、令和3年1月からは毎月の結果の取りまとめは行わず周知のみ行っています。

◇公用自転車

平成23年1月より公用自転車を導入し、概ね2km以内の公務に際して使用することで公用車の使用を抑制しています。令和6年度は17台の自転車で1,552kmを走行しました。これは、155.2Lのガソリンと、360.06kg-CO₂削減に相当します。

公用自転車の走行距離と削減効果

	CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂)	ガソリン削減効果 (L)	走行距離 (km)
令和2年度	882.9	380.57	3,806
令和3年度	470.9	203.0	2,030
令和4年度	301.3	129.9	1,299
令和5年度	247.31	106.6	1,066
令和6年度	360.06	155.2	1,552



令和6年度公用自転車利用実績

(2) グリーン購入

環境物品等の調達推進を図る「グリーン購入」を促進しています。
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、グリーン購入基本方針を策定し、グリーン購入の取組を進めています。



イラスト提供：グリーン購入ネットワーク

(3) 照明設備 LED 化更新事業

市では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の最小化や施設効用の最大化を図るファシリティマネジメントを推進しています。

ファシリティマネジメントの推進策として、市役所第1庁舎、図書館・博物館ほか8施設において、空調設備及び照明設備を、また小・中学校22校、保育所19施設のほか公民館、福祉会館においては、照明設備をESCO事業として、省エネルギータイプの機器への更新を行ってきました。

令和5年度からは、新たに照明設備LED化更新事業として、市役所第2庁舎などESCO事業の対象とならなかった大小合わせて64の公共施設、583灯の公園灯及び1,715灯の道路照明設備について、主にLED化による電気料金の削減分を原資とする10年間のリース方式とすることで、新たな原資を必要としない大幅な環境負荷の低減を図る取り組みを行っています。

第3章 生物多様性ながれやま戦略

「生物多様性ながれやま戦略」は、生物多様性基本法に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画で平成21年度に策定しました。

第一期戦略では、市野谷の森と利根運河を重点地区に定め、生物多様性の保全策を進めるとともに、全市域における施策を進めることで、生態系ネットワークの回復を図りました。

平成30年4月には第二期戦略を施行しました。第二期戦略では、重点地区・拠点をもつ5地区13拠点に設定し、優先的に生物多様性の保全・回復に取り組んでいくほか、基本方針毎に重点プロジェクトを設定し、戦略の目標を達成するための取組や活動を推進していきます。

生物多様性ながれやま戦略の施策体系

戦略の理念

オオタカがすむ森のまちを子どもたちの未来へ

戦略の目標

**多くの生きものが生息・生育する多様な環境
～水と緑の回廊による地域の生態系ネットワークの構築～**

重点プロジェクト

4つの基本方針毎に、取組みや活動を進めるための重点プロジェクトを設定しています。

基本方針A

生物多様性の保全・回復

- I. モニタリングのデータ収集・分析・評価
- II. モニタリング調査の評価結果に基づく活用
- III. モニタリング調査及び里山ボランティア講座の開催
- IV. 里山における県や関係諸団体との連携
- V. 河川における国や千葉県、流域自治体との連携
- VI. 生活排水対策

基本方針B

生物多様性の持続可能な利用

- I. 市内の緑化
- II. 連続した緑の創出
- III. 谷津環境の保全・再生
- IV. 近隣大学との連携

基本方針C

環境教育・環境学習機会の創出

- I. 生物多様性関連イベントを実施

基本方針D

基盤情報の整備・充実

- I. 生物多様性情報コーナー
- II. GISやインターネットを利用した生物多様性情報の公開

◇活動指標の状況

生物多様性地域戦略で定めた活動指標の進捗状況は、次のとおりです。

基本方針		
重点プロジェクト	目標等	令和6年度の取組
生物多様性の保全・回復		
【モニタリングのデータ収集・分析・評価】 市民団体等との協働により、動植物の生育調査を行います。	2023年度までにモニタリング調査結果をまとめ評価します。	平成23年7月から、重点地区内の動植物を把握するため、市民、市民活動団体等との協働でモニタリング調査を実施してきました。令和4年6月に平成23年から令和2年までの過去10年分の調査結果をまとめた「モニタリング調査結果報告書 第3版」を作成し公表しました。
【モニタリング調査及び里山ボランティア講座の開催】 市民団体等との協働により、モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。	モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。	里山ボランティア養成講座を開催しました。
【里山における県や関係諸団体との連携】 県や市民団体など、関係諸団体と連携により、里山の保全に努めます。	県や市民団体などと協働・協力するとともに、市の施策への協力を求めます。	市民団体に管理及び調査を委託し、市野谷の森の保全に努めています。
【河川における国や千葉県、流域自治体との連携】 手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会などとの連携により、生態系に配慮した川づくり、水量、水質の保全や改善に努めます。	手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会などと協働・協力するとともに市の施策への協力を求めます。	利根運河協議会による「外来植物アレチウリ除去活動」に参加しました。
【生活排水対策】 河川に流入する生活排水対策を推進します。(公共下水道及び合併処理浄化槽の普及による浄化対策など)	下記BODを2026年度までに維持もしくは達成を目指します。 大堀川：2.6mg/L以下を維持 利根運河：3mg/L以下を達成 坂川：1.8～1.9mg/L以下を維持	流山市の下水道普及率は94.30%となっています。 ○令和6年度BOD値 大堀川：2.0mg/L 利根運河：5.0mg/L 坂川（上流）：1.6mg/L 坂川（下流）：1.5mg/L

生物多様性の持続可能な利用		
【市内の緑化】 まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動等を実施します。	1年間に500本以上の植樹を目指します。	市内小・中学校や公共施設等に82本の植樹を行いました。
【連続した緑の創出】 グリーンチェーン認定面積の増加に努めます。	開発の事前協議において、事業者グリーンチェーン認定制度を周知します。	令和6年度は、12件・4,084㎡を認定し、累計で399件・317,951㎡になりました。
【谷津環境の保全・再生】 稲荷神社裏の谷津等の整備手法について、自然環境の保全と市民が親しめる活動の場としての両立を検討します。	保全団体等と手法を検討し整備します。	市民団体の協力により、保全・回復に努めています。
環境教育・環境学習機会の創出		
【生物多様性関連イベントを実施】 市民に対し、生物多様性の大切さ、おもしろさを啓発するためのイベントを実施します。	毎年1回以上実施します。	○実施した主なイベント ・市の鳥オオタカパネル展 流山市役所（9月9日～9月13日） 流山市生涯学習センター（1月31日～2月7日） ・おたかの森探検ツアー（5月4日） ・生物多様性シンポジウム（10月13日）
基盤情報の整備・充実		
【生物多様性情報コーナー（仮称）】 本市の生物多様性に関する情報を収集、整理した情報コーナーを設置します。	公共施設の情報コーナーの設置を検討します。	東武アーバンパークライン運河駅の運河ギャラリーで、利根運河の生物多様性啓発ポスターの展示、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅構内及びクリーンセンターで生物多様性啓発に関する展示を実施しています。

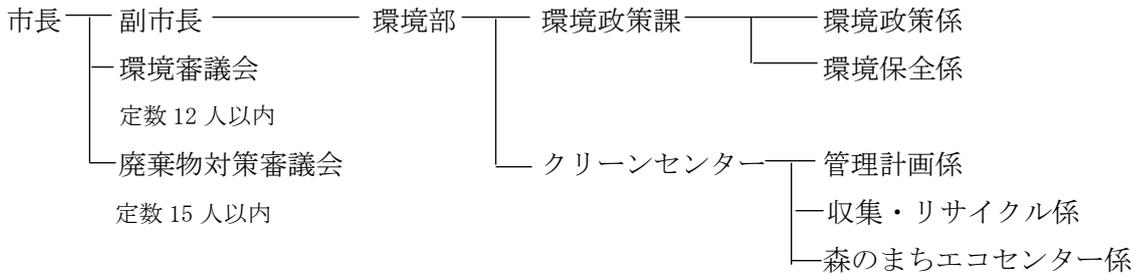
第3部 環境行政の概要とマネジメントシステム

第1章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推進体制

1. 組織

令和7年4月1日現在の環境行政関連部署の組織は次のとおりです。



部	課	係	分掌事務
環境部	環境政策課	環境政策係	1 環境政策の企画及び調整に関すること 2 環境基本計画に関すること 3 環境審議会に関すること 4 自然環境の保全に関すること 5 環境保全の推進及び指導に関すること 6 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること 7 行政不服審査法等に基づく審査請求における審査庁としての事務に関すること (部内の他課の所掌に係る処分に係るものに限る。) 8 市の鳥に関すること 9 課及び環境部の庶務に関すること
		環境保全係	1 そ族及び病害虫(稲作等を除く)の予防に関すること 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること 3 消毒機械器具の管理に関すること 4 墓地等及び改葬に関すること 5 ごみゼロ運動に関すること 6 雑草等の除去促進に関すること 7 不法投棄の防止強化に関すること 8 埋立て等による環境の障害防止に関すること 9 公害の調査、規制、相談及び苦情処理に関すること 10 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること 11 放射能対応の総合調整及び損害賠償に関すること 12 その他環境保全及び公害に関すること

部	課	係	分掌事務
環境部	クリーンセンター	管理計画係	1 清掃事業に係る企画、調整、統計及び調査に関すること 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること 3 廃棄物対策審議会に関すること 4 一般廃棄物処理業者（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）の許可、指導監督及び許可申請手数料に関すること 5 リサイクルプラザ・プラザ館、ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の運営、維持管理及び周辺環境保全対策に関すること 6 ごみの焼却及び最終処分に関すること 7 清掃施設の調査研究、整備計画、用地及び建設等に関すること 8 課の庶務に関すること
		収集・リサイクル係	1 ごみ収集の計画及び作業に関すること 2 ごみの分別、搬入の指導及び啓発に関すること 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること 4 廃棄物手数料（ごみ・動物の死体・し尿・浄化槽汚泥）に関すること 5 ごみの排出抑制、減量、資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること 6 リサイクル団体の育成に関すること 7 資源回収事業に関すること 8 ごみ集積所及びリサイクルステーションに関すること
		森のまちエコセンター係	1 し尿、汚泥及び剪定枝の処理施設並びにし尿、汚泥及び剪定枝の処理関連施設の運営及び維持管理に関すること 2 し尿、汚泥及び剪定枝の収集、運搬、処理及び処分に関すること 3 堆肥の生成及び配布、販売に関すること 4 剪定枝の処理手数料に関すること 5 その他し尿、汚泥及び剪定枝処理の実施に関すること

2. 審議会

(1) 環境審議会（委員数:11人）

環境の保全に係る基本的事項等に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。

■任期：令和5年11月13日～令和7年11月12日

(2) 廃棄物対策審議会（委員数:12人）

一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。

■任期:令和6年2月19日～令和8年2月18日

(区分別 50 音順・敬称略)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	金森 有子	副会長
	朽津 和幸	
	佐藤 秀樹	
事業所を経営する者	川村 香純	
農業団体を代表する者	木ノ村 正浩 (令和7年4月1日～)	
環境団体を代表する者	新保 國弘	会長
市民等	石田 裕佳	
	井上 菊雄	
	今井 泰彦	
	三堀 裕雄	
	和田 登志子	

※令和7年7月現在

(区分別 50 音順・敬称略)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	稲葉 陸太	会長
	高橋 信行	
市民等	杉村 幸男	
	中村 貴代美	
	羽田野 耕一	副会長
	和田 登志子	
関係団体を代表する者	鈴木 馨	
	木ノ村 正浩 (令和7年4月1日～)	
	關 真知子	
	濱野 信夫	
廃棄物減量等推進員	郡司 幸乃	
環境美化推進員	橋本 進	

※令和7年7月現在

第2節 環境関連条例・計画

1. 環境関連条例

市では、環境に関連する下記の条例を制定し、これらの条例に基づき計画策定等を行い、施策を進めています。

条 例	制定年月日	概要
流山市公害防止条例	昭和 47 年 6 月 20 日	公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 6 年 3 月 30 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	平成 10 年 3 月 30 日	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 13 年 3 月 23 日	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市環境基本条例	平成 13 年 7 月 2 日	環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 14 年 6 月 28 日	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例です。
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成 21 年 3 月 30 日	ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とした条例です。
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	平成 24 年 3 月 30 日	市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、病虫害の発生またはごみの不法投棄を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とした条例です。

2. 環境関連計画

市では、環境政策のマスタープランである環境基本計画をはじめとして、地球温暖化対策、生物多様性、廃棄物対策等の個別計画を策定し、市の環境保全を推進しています。

計 画	策定年度	概要
第3次流山市環境基本計画	令和6年度	「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画です。
第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画	平成28年度	平成7年に策定した『水のきれいなふるさとづくり－流山市生活排水対策推進計画』（第Ⅰ期計画）及び平成17年に策定した、第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画により、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え策定した計画です。
一般廃棄物処理基本計画	平成21年度	市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて策定した計画です。 なお平成30年度に改訂を行っています。
第4期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和4年度	市域から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項（現行法：第19条の2）の規定により策定した計画です。
第4期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	令和2年度	市役所は多くのエネルギーを使用していることから、市内最大級の事業者として、市民や事業者への波及効果の大きさを踏まえ、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行することを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により策定した計画です。
生物多様性ながれやま戦略第二期	平成29年度	生物多様性基本法第13条の規定により、市の生物多様性の保全・回復を進めていくために策定した計画です。

第2章 環境基本計画

第1節 基本的事項

1. 計画策定の背景

市では、環境の保全及び創造のための基本理念を定める「流山市環境基本条例」を2001年(平成13年)7月に制定しました。環境基本条例は、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、将来へ向けての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

「第3次流山市環境基本計画」は、「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画として、2014年(平成26年)策定の第2次計画の計画期間終了に伴い、2025年(令和7年)3月に策定したものです。

2. 計画の位置づけと役割

環境基本計画は、流山市環境基本条例に基づき策定したものです。国や千葉県に関連法・条例や関連計画と連携し、市総合計画と整合を図りながら、市の各種施策及び事業を推進するうえで、環境への積極的な取組の指針となる基本計画としての役割を担います。

3. 計画の期間

計画期間は、2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間としています。

4. 計画の対象

対象とする主体は、市、市民、事業者に滞在者を加えた四者とし、対象となる環境の範囲は以下のとおりです。

計画の対象とする分野

分野	分野の詳細
自然環境	生物多様性、緑、水辺等
資源・エネルギー	廃棄物、リサイクル、省エネルギー、再生可能エネルギー等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、都市整備等
環境配慮	環境学習、自主的活動、参加・協働等

第2節 計画の目標

第3次環境基本計画では、望ましい環境像を「自然と都市が調和し 心安らぐ 住み続けたいまち 流山」とし、これを実現するための5つの基本目標を設定し、環境施策を推進します。

「自然と都市が調和し 心安らぐ 住み続けたいまち 流山」

- 基本目標1 多様な生物と豊かな自然を育むまち
- 基本目標2 エネルギー効率が高い、脱炭素なまち
- 基本目標3 資源を有効に利用し、ごみを減らす循環型のまち
- 基本目標4 安心して暮らせる生活環境のまち
- 基本目標5 オール流山で環境保全と改善に取り組むまち

第3節 施策体系

第3次環境基本計画では、5つの基本目標を実現していくため、14の施策の方向を設定しています。

環境像	基本目標	施策の方向
自然と都市が調和し 心安らぐ 住み続けたいまち 流山	1 多様な生物と豊かな自然を育むまち	① 「生物多様性なごれやま戦略」の推進
		② 緑の保全・創出・活用
		③ 農地や斜面林の保全・活用
		④ 水辺の保全・活用、水辺生態系ネットワークの保全
	2 エネルギー効率が高い、脱炭素なまち	① 「流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の推進
		② 都市の交通の脱炭素化
		③ 市役所の環境マネジメントシステムの運用、改善
	3 資源を有効に利用し、ごみを減らす循環型のまち	① 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進
		② 廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て等の対策
	4 安心して暮らせる生活環境のまち	① 安心して暮らせる快適な生活環境の保全
	5 オール流山で環境保全と改善に取り組むまち	① 市民・事業者への啓発、連携、相互の情報提供
		② 環境学習、環境保全活動の促進、支援
		③ 参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進
		④ 国・県、他市町村、その他関連自治体との連携

第3章 環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

環境マネジメントシステムは、企業や地方公共団体などが、その運営や経営の中で自主的に環境への取組みを推進するための組織内の体制・手続き等の仕組みのことです。

市は、平成20年度に環境マネジメントシステムを導入し、平成21年3月31日に、環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで認証取得しました。平成20年度の認証取得から10年間の取組みを経て、職員への取組みの浸透が図られ、またシステムに関するノウハウが蓄積されたことから、平成30年度の更新審査を受審せず、平成31年度からは独自の取組みを行うこととしました。なお独自システムへの移行後もエコアクション21ガイドラインに則り、特に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進に資するシステムとして運用を行います。

第2節 環境マネジメントシステム

市では、システムを運用することで、環境行政の基本的指針である流山市第3次環境基本計画に掲げる環境像「自然と都市が調和し 心安らぐ住み続けたいまち 流山」の実現を目指し、市自らの環境負荷の低減と地域の環境保全に向けた取組みを継続的に実施しています。

（1）対象範囲

流山市の全事務事業と施設

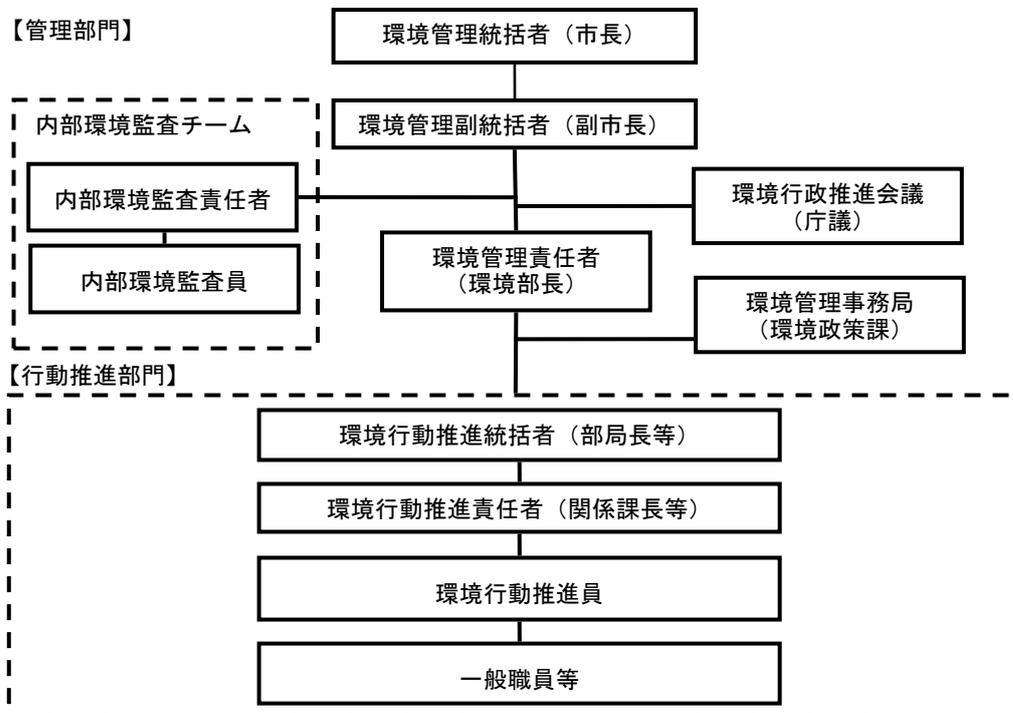
（2）環境方針・環境目標・環境活動計画

システム運用には、市長自らが重点的な施策や環境への取組みの方向性を定めた環境方針、これを実現するための市全体の環境目標・環境活動計画の策定などがあります。

（3）組織体制

組織体制は、環境管理統括者である市長をはじめとして、管理部門、行動推進部門による体制を構築し、それぞれの役割を定めています。

環境マネジメントシステムの組織



第3節 流山市における環境マネジメントシステム

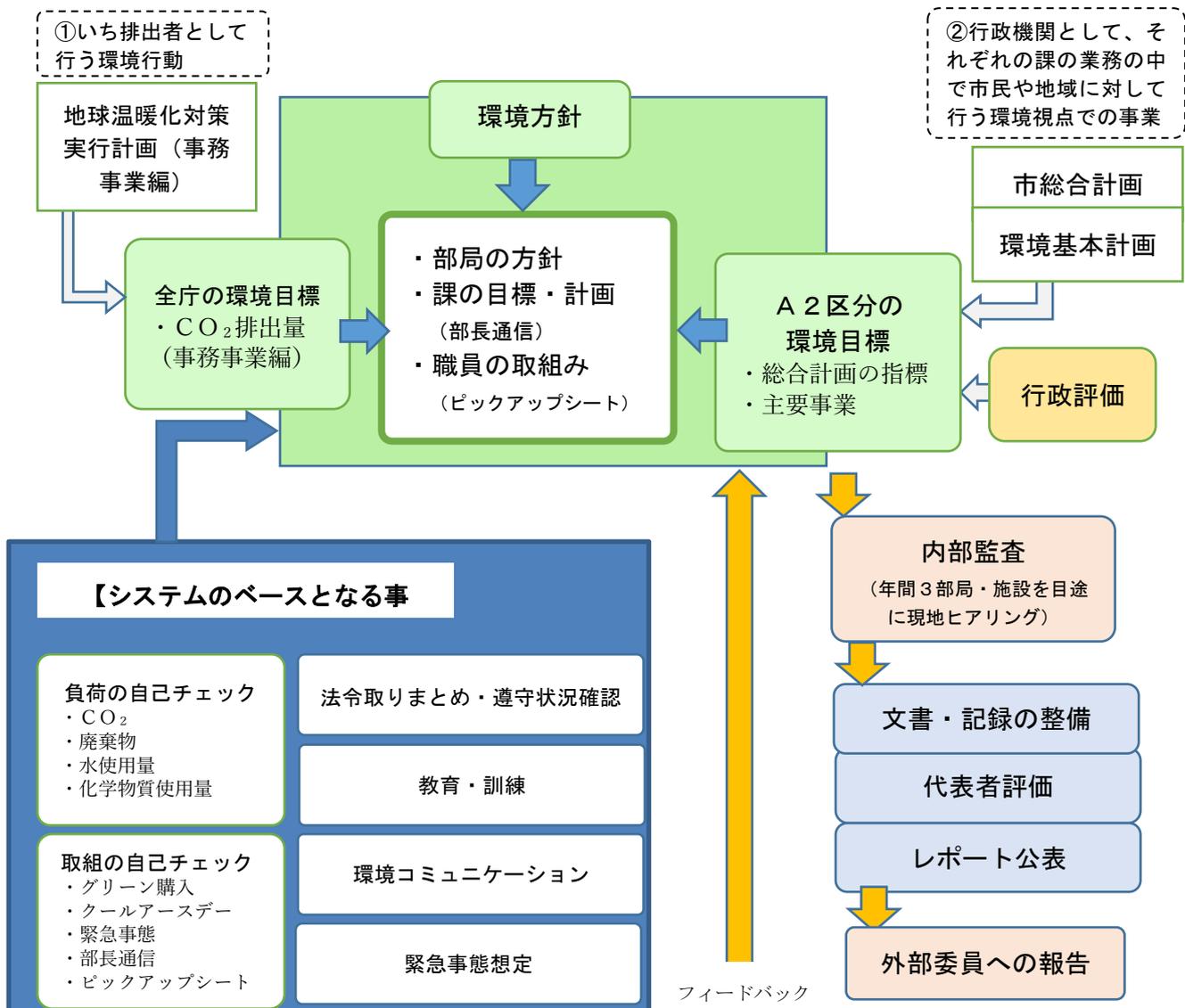
◇市役所の2つの環境側面

市役所の環境への取組には、温室効果ガスの排出者として環境への負荷を削減する取組（図中①）と、行政機関として業務に環境の視点を盛り込み、市域全体の環境負荷を削減する取組（図中②）の2つの視点が必要です。

①の視点では、職員の事務などにおける節電・省エネルギーなどのエコオフィス活動のほか、施設・設備更新などでの環境負荷の削減があげられます。

一方、②の視点では、各部局が行う事業を環境側面から捉え、進捗状況を確認しながら改善を進めていく必要があります。

流山市の環境マネジメントシステムのイメージ



令和 7 年版 流山市環境白書

令和 8 年 3 月 3 日

〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083 (直通)

E-mail : kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/>
